

令和元年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和元年9月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第83号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第84号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例について
第4	議案第85号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第5	議案第86号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
第6	議案第87号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第7	議案第88号	坂下辺地に係る総合整備計画の変更について
第8	議案第89号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第9	議案第90号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第10	議案第91号	指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）
第11	議案第92号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第12	議案第93号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第13	議案第94号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
第14	議案第95号	飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
第15	議案第96号	飛騨農業共済事務組合理約の変更について
第16	議案第97号	飛騨農業共済事務組合の解散について
第17	議案第98号	飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
第18	議案第99号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
第19	議案第100号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
第20	議案第101号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第102号	令和元年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第22	議案第103号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第23	議案第104号	令和元年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第24	認定第1号	平成30年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第2号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第3号	平成30年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第4号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第5号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第6号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第7号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第8号	平成30年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第9号	平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第10号	平成30年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第11号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第12号	平成30年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第13号	平成30年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第37	認定第14号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第38		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 83 号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 84 号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例について
日程第 4	議案第 85 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 5	議案第 86 号	消費税率等の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 6	議案第 87 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 88 号	坂下辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第 8	議案第 89 号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 9	議案第 90 号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 91 号	指定管理者の指定について（老人保健施設たかはら）
日程第 11	議案第 92 号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 93 号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 94 号	飛騨市農村下水道処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 95 号	飛騨市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 96 号	飛騨農業共済事務組合規約の変更について
日程第 16	議案第 97 号	飛騨農業共済事務組合の解散について
日程第 17	議案第 98 号	飛騨農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第 18	議案第 99 号	令和元年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 19	議案第 100 号	令和元年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 20	議案第 101 号	令和元年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 21	議案第 102 号	令和元年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 22	議案第 103 号	令和元年度 飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 23	議案第 104 号	令和元年度 飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 24	認定第 1 号	平成 30 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 25	認定第 2 号	平成 30 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26	認定第 3 号	平成 30 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27	認定第 4 号	平成 30 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28	認定第 5 号	平成 30 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 29	認定第 6 号	平成 30 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 30	認定第 7 号	平成 30 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 31	認定第 8 号	平成 30 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 32	認定第 9 号	平成 30 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 33	認定第 10 号	平成 30 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 34	認定第 11 号	平成 30 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 35	認定第 12 号	平成 30 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 36	認定第 13 号	平成 30 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 37	認定第 14 号	平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第 38		一般質問

○出席議員（13名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	下	康	子
代表監査委員	福	畑	幸	博
理事兼企画部長	御	田	裕	己
会計管理者	手	洗	昭	英
総務部長	十	松	利	匡
市民福祉部長	泉	原		誠
環境水道部長	柚	原	達	也
農林部長	大	坪	俊	司
商工観光部長	青	垣		貢
基盤整備部長	清	水	孝	則
病院管理室長	青	木	直	樹
教育委員会事務局長	佐	藤	孝	之
消防長	谷	尻	和	也
財政課長	中	畑	廣	之
	洞	口		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	賢	一
書記	赤	谷	真	依
			子	

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (中嶋国則)

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (中嶋国則)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番、前川議員、10番、洞口議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第83号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第37 認定第14号 平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第38 一般質問

◎議長 (中嶋国則)

日程第2、議案第83号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第37、認定第14号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの36案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。36案件の質疑とあわせて、これより日程第38、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に1番、仲谷議員。

[1番 仲谷丈吾 登壇]

○1番 (仲谷丈吾)

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私からは、インターンシップについて質問いたします。先日、8月30日に、東京の目白大学の社会学部、メディア学部の2年生、3年生13名が飛騨市でインターンシップを行いました。受け入れは飛騨市観光協会が企画業務を職場体験しました。テーマは聖地巡礼以外のフォトスポットづくりでした。発表会を私も聞かせていただいたのですが、13名のうち12名が女性ということで女性目線のすばらしいアイデアがたくさんあり、大変参考になりました。

少しご紹介させていただきますと、瀬戸川のコイと恋愛の恋をテーマにですね、コイのえさをハート型にするというアイデアですとか、組みひもをみんなで作って、作った組みひもをみんなの手にはめて、それを差し出して、写真を撮って、SNSにアップすること

ですとか、和ろうそくは風に強いことが特徴なので、ろうそくを持ってですね、今宮橋を全力で走って、火が消えなければ願いが叶うとかですね、ちょっと若者らしい、いろいろな、これ以外にもかなりたくさんアイデアをいただきました。

古川には若い男女が知り合うきっかけとなったといわれる、三寺まいりというようなまつりもありますし、恋愛をテーマにしていくのは古川に本当にぴったりだなというふうに感じました。地元にいると考えつかないようなことをご提案いただき、とても刺激になりました。

8月24日なのですが、長野県辰野町にある信州フューチャーセンターというところにお邪魔しました。信州フューチャーセンターでは、さまざまな地域の課題解決に向けた取り組みですとか、インターンシップの受け入れ、仲介、関係人口の窓口など、幅広い業務を行なっております。

辰野町は地域おこし協力隊にとっても前向きで、実際に地域おこし協力隊で辰野町に来た方が、移住されたり、地域おこし協力隊同士で結婚されたこともあるそうです。

信州フューチャーセンターは、地域おこし協力隊の拠点ともなっております、辰野町には現在10名ほどですね、地域おこし協力隊が活動されておまして、毎年随時さまざまな分野で8名ほど募集をしております。

インターンの学生の受け入れも地域おこし協力隊がですね、いろいろ関係して、地域おこし協力隊とインターンシップとの連携が非常にうまくとれた好事例だと感じました。

辰野町の特徴として、インターンシップへの補助が非常に手厚いことがあって、1日～5日の体験型インターンシップには、1日1人当たり5,000円が辰野町から事業者へ補助されます。

また、1カ月～6カ月の実践型インターンシップ、こちらには、1カ月1人当たり10万円が辰野町から事業者を支払われ、事業者から学生へ支払われるという流れになっています。

実際に事業者の負担は、ほとんどないとのことでした。今では毎年人数に制限をしなければならないほどインターンシップが人気だそうです。

こういった拠点が町の中心にあるというのは、非常に大きいと感じました。辰野町でインターンシップ制度を担当された町役場職員の方から伺ったのですが、辰野町の存在も知らなかった学生がですね、このインターン制度のおかげで一度も来たことがない辰野町を訪れる機会になって、インターン中にいろんなプロジェクトをやっていくのですが、辰野町の住民とかかかわっていくことで、卒業後もですね、辰野町に遊びに来てくれたり、移住につながることもあるということでした。また、インターンシップの受け入れによって、受け入れ企業にとっては、企業経営を見直す機会ともなるとおっしゃっておられました。このインターン制度がですね、関係人口にもつながっているというふうに話してくださいました。

お隣の高山市の認定NPO法人まちづくりスポットにもお伺いしてお話を伺いました。

通称まちスポと呼ばれていますが、こちらはですね、やりたい、やってみたいことの実現をお手伝いする組織として、まちづくりの推進ですとか、人材育成など幅広く取り組まれております。

運営母体の形態は違いますが、信州フューチャーセンターのような場所だと感じました。移住者交流会を企画したり、移住者が短期間宿泊できる施設も運営しております。こちらのまちスポでもインターンの受け入れを行っております。

また、飛騨地域創世連携協議会の事業を受託しております、移住定住につなげるための飛騨地域の求人サイトを運営したり、東京で移住セミナーなども開催されております。2018年度は1名が移住して、地元企業に就職しております。

まちスポでは全国8カ所に拠点がありまして、全国のNPOや企業、行政とネットワークを構築して、さまざまなノウハウを蓄積されております。

その中の1つで、富山のまちスポとやまという富山にあるのですが、こちらでは、協議会をつくって、そこに富山市も加わって、官民連携して運営を行なっているということでした。

全国にはこのような、まちづくりの拠点づくりに成功している自治体も多くあります。さまざまな運営形態がありますが、成功事例も多くあります。以前に伺った徳島県神山町のNPO法人グリーンバレーですとか、同じく徳島県の上勝町にある葉っぱビジネスで有名な場所なんですけど、こちらでも現地のおばあちゃんたちがインターンの学生に非常に助けられていると話してくれました。

そこでインターンについて1点ご質問いたします。インターンシップの補助制度について拡充できないでしょうか。飛騨市に現在あるインターンシップに対する制度は飛騨市インターンシップ支援事業補助制度です。内容は、補助対象経費の3分の1。交通費については2分の1補助、上限3万円。1回の申請につき、60日を限度というものです。

辰野町のような事業者負担がない、手厚いインターンシップ制度を行うことによって、大学生が飛騨市へ足を運ぶきっかけが増えて、飛騨市が力を入れて取り組んでいる関係人口のこともつながるのではないのでしょうか。

この飛騨市インターンシップ支援事業補助制度の昨年度実績は7,000円です。まだまだ有効に活用されているとは感じないので、今の制度では利用する企業も年間1件ほどですし、もう少し拡充できないかというふうに思います。

実際に、つい先日飛騨市の企業様でインターンシップを受け入れているのを聞いたのですが、制度は利用されておりました。もっと使いやすく、民間事業者にですね、もっと積極的にインターンシップを受け入れられるように制度の拡充はできないでしょうか。

先日の最初に話した目白大学ですとか、いま市役所にインターンシップに先日いらしていた立教大学の学生さんのように、このインターンシップの制度ではなくて、観光の予算を使っている例もありますが、商工の補助制度をもっと利用しやすくすることによって

インターンシップの好事例が生まれてくるのではないかと思います。以上です。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（中嶋国則）

清水商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

インターンシップ補助制度について拡充できないかについてお答えをいたします。

市のインターンシップ支援事業補助金は、近隣市村の支援制度と比較いたしましても遜色ないものとなっております。

高山市には同補助金がありますが、公共交通機関の往復交通費は対象外となっておりますし、下呂市・白川村には同様の支援制度自体がございません。

ご紹介いただいた長野県辰野町の制度は、インターンシップの制度としては全国的に見ても破格の仕組みですが、3年間の時限措置であると伺っております。

いずれにしても、議員ご指摘のとおり利用実績は少ないのが現状であり、市内事業者の意見を聞きながら、例えば、市が重点的に取り組んでいる地域課題発見・解決型人材育成のプロジェクトの一環として位置づけるなど、周知方法や制度内容の見直しを図っていきたいと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

今、近隣の市町村とは同じようなことということだったんですけど、ついおととい聞いたことなので、今回は深くは調べていないのですが、島根県の有名な海士町もあそこもきっかけは大学生が海士町に行っているいろんな事業をして、実際に移住したりですとか起業したりということがあったというような話を聞きましたし、大学との関係づくりというのは非常に重要だと思いますし、地元の若い方々もですね、大学生なんかと触れ合うことによって、とても刺激を受けると思います。若い方が大学生とかがまちを歩いているのを見るだけでも非常に私も見て「若い人がいる」というので、すごい元気をもらえたりですとかするので、ぜひともですね、どういう補助制度を使うのか、新たに何かプロジェクトをするのかもあるのですが、関係人口にも飛騨市は力を入れておりますし、ぜひこちらの分野もですね、今後力を入れていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

〔1番 仲谷丈吾 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で1番、仲谷議員の一般質問を終わります。

次に5番、森議員。

〔5番 森要 登壇〕

○5番（森要）

議長から発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。まず最初の質問です。飛騨市集落有集会施設整備補助金制度について、お伺いいたします。

6月定例会におきまして、各地区の公民館の和式トイレの洋式化にあたっては、地元負担は当然であります。採択基準の見直しを含めて整備できないかと一般質問しました。教育委員会事務局長は、地域の公民館や集会所が、地域の皆さんのよりどころであり、緊急時の避難場所として集える役割を果たしていることなどから、各地区公民館における和式トイレ改修に対する支援は重要と考えており、「飛騨市集落有集会施設整備補助金制度を見直し、各地区のトイレ改修に対する補助が行えるよう、今後対象工事の範囲や基準、補助金の金額を含め検討したい」と回答されました。

その後、関係者にその旨お知らせしたところ、和式トイレの改修について大変喜ばれ、1日も早く実現できるよう望まれておりました。その際、地元の方々から、耐震工事の補助や冷房機の設置についても一緒に検討できないかとの要望を受けました。

耐震工事においては、すでに補助制度がありますので、その旨お知らせしましたが、冷房機については、補助制度はありません。冷房機の設置については、各地区の集会所建設時には考えもしませんでした。近年の温暖化に伴い、その必要性が高まっています。

最近の災害の状況を確認しますと、せっかく避難しても「災害関連死」で亡くなる人が多くいます。一例をあげますと、東日本大震災で亡くなった2万2,199人中、災害関連死で亡くなった方は、3,701人、熊本地震では、267人中218人、西日本豪雨では、224人中42人が災害関連死です。避難後のケアも重要であり、助けられる命も多くあります。

そこで下記の2点について伺います。

1つ目、飛騨市集落有集会施設整備補助金制度の見直しの進捗状況は。各地区の公民館等の和式トイレ改修補助については、飛騨市集落有集会施設整備補助金制度を見直し、検討していきたいとの回答を受けましたが、その後どのような進捗状況であるか伺います。

2つ目、冷房機設置時の補助について。各地区の公民館は、コミュニティ活動の拠点として活発に利用され、災害時には避難場所として指定されるなど、重要な施設となっています。

しかし、多くの公民館は、ストーブやファンヒーター等の暖房器具は備えているものの、冷房設備は一部の公民館にしかありません。ここ数年は、夏場の暑さも厳しい状況が続き、夏場の公民館活動にも熱中症の危険があります。熱中症は人災であり、冷房機を使用する、水分を適時に摂取する等により、防ぐことができます。

また、市の高齢化率は、40パーセント近くなり、お互いの見守りや孤立化を防ぐためにも公民館活動は重要になってきます。暑い時期にも安心して活動できるように、また、災害時においても熱中症や脱水症等による災害関連死を防ぐためにも、冷房機は必要と

考えます。各地区の公民館等の冷房機の設置については、地元負担は当然であります、和式トイレ改修の補助の見直しとともに「飛騨市集落有集会施設整備補助金制度」において、検討をしていただきたいと思います、市の見解をお伺いします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、飛騨市集落有集会施設整備補助金制度について、ご質問の1と2は関連がありますので、あわせてお答えいたします。

飛騨市集落有集会施設整備補助金制度の見直しについては、現在、新年度の実施に向けて、その対象工事を、トイレの洋式化のほか、高齢者等の使用に対応するスロープの設置などに拡大する方向で検討を進めています。

その基本的な考え方としては、地域の集落が有する集落施設を、高齢者や身体的に配慮が必要な方なども気兼ねなく集える施設としていくことや、災害時における避難所機能も有するようにしていくことを目的と位置づけ、その観点で、補助対象とする項目を決めていきたいと考えており、議員ご指摘の冷房機器につきましては、この中で検討したいと考えております。

なお、補助率、限度額等の詳細につきましては、他の補助制度などを参考にしながら、定めてまいります。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○5番（森要）

ただいま、大変前向きな返答をいただきまして、ありがとうございます。とくに今のトイレについても新年度に対応できるように今、整備している。それにあわせて、私も気がつきませんでした、スロープとかそれから今の冷房機についても検討をしていきたいということで、非常にありがたく思っています。ぜひ新年度に向けてできるようにお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

それでは2番目の質問に入りたいと思います。飛騨市使用料徴収条例の見直しについて、お伺いいたします。

本年5月森林公園を訪れたとき、管理がとても行き届いており、樹木も成長し、文字どおり森林公園にふさわしい公園になったなと感激してきました。トイレについては、本年6月定例会で、スポーツ関連施設の和式トイレも計画的に洋式化していくとの回答があり、本年森林公園の野球場、陸上競技場の和式トイレを洋式にいただきました。来年には、サン・スポーツランドやキャンプ場を洋式化していただけると聞いており、とても感謝しているところであります。管理も行き届いておりまして、今年のキャンプ場、野球場、テニスの利用を期待していたところですが、施設の利用料金はまちまちであり、利用状況、管理状況等を考慮して見直しするべきと考え、以下の3点について伺います。

1つ、キャンプ場、野球場、テニスコートの利用状況等について。飛騨市のキャンプ場、野球場、多目的グラウンドを含みますけれども、テニスコートについて、本年4月から8月までの利用件数と利用人数、使用料収入額と利用者の状況、とくに市民利用が多い、他府県からの利用が多いと思いますけれども、利用状況。それから利用者の生の声を聞いていれば教えていただきたいと思います。

なお、たくさんの施設があるため、キャンプ場は、森林公園、山之村キャンプ場。野球場は、森林公園野球場、陸上競技場、サン・スポーツランド、杉崎公園グラウンド、ふれあい広場、流葉自然休養村運動場、坂巻公園野球場。テニスコートは、森林公園、稲越、宮川を対象として調査報告していただきたいと思います。

2番目、キャンプ場、野球場、テニスコートの料金改定について。飛騨市のキャンプ場、野球場、テニスコート等を管理する場合、管理人の人件費、施設備品・消耗品の補完、施設整備補修、電気料等光熱費など管理経費が必要であり、適正な使用料をいただく必要があります。使用料について料金の見直しが必要と感じています。

例えば、森林公園のキャンプ場の入場料は210円、テニスコートは、1人、410円、野球場は午後、2,160円となっており、飛騨市管内の同施設や近隣の高山市と比較しても、とても低いものとなっています。私は、各施設の使用料について料金の見直しが必要と感じています。これに対して、先ほどの利用状況を聞かせていただいた各施設の管理者はどのように考えてみえるのかお伺いいたします。

3番目、スポーツ施設や観光施設の料金改定について。古川トレーニングセンターや桜ヶ丘体育館等のスポーツ施設、まつり会館やすば〜ふる等の観光施設、飛騨みやがわ考古民俗館、史跡江馬氏館跡公園会所・庭園等の公の施設等において、現状料金に対するの認識と料金改定についての見解を伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、私のほうからは、1番目と2番目についてお答えさせていただきます。各施設における本年4月から8月までの利用状況等についてお答えいたします。

まず、キャンプ場でございますが、森林公園キャンプ場、利用件数183件、利用人数が337人、使用料収入額37万5,540円となります。利用者の状況は、おおむね市外の方が利用されております。

山之村キャンプ場でございます。利用件数367件、利用人数1,471人、使用料収入額321万3,932円で、利用者の状況は、こちらも市外の方がほとんどということでございます。なお、使用料につきましては、コテージの分も含まれております。

次に森林公園野球場でございます。利用件数41件、利用人数1,423人、使用料収入額10万8,160円で、利用者の状況は、ほとんどが市内の方に利用されております。

陸上競技場は、利用件数33件、利用人数2,598人、使用料収入額3万4,560円で、利用者の状況は、こちらも市内の方が多く利用されております。

次に、サン・スポーツランドふるかわでございますが、利用件数74件、利用人数5,980人、使用料収入額23万3,615円で、利用者の状況は、市内外の方が練習試合や公式大会等で利用されております関係上、市内外の判別は難しいというようなことになっております。

次に杉崎公園グラウンドですが、利用件数232件、利用人数1万4,585人、使用料収入額73万9,606円で、利用者の状況は、市内外の小・中・高生がほとんどで、市外からはクラブチームのキャンプや公式大会等で利用されております。

次にふれあい広場ですが、利用件数53件、利用人数1万5,365人、使用料収入額382万0,014円で、利用者の状況は市外からの方が多く利用されております。

次に流葉交流広場でございますが、利用件数72件、利用人数9,690人、使用料収入額96万4,100円で、利用者の状況は市外の方が多く利用されております。

次に坂巻公園野球場でございます。利用件数34件、利用人数1,186人、使用料収入額5万6,820円で、利用者の状況はサン・スポーツランド野球場と同じ、市内外の方が練習や大会等で利用されております。

最後にテニスコートです。森林公園テニスコート場の利用件数は43件、利用人数188人、使用料収入額8万9,900円で、利用者の状況は、市内の方が多く利用されております。最後に、稲越および宮川のテニスコート場につきましては、8月までの利用実績はございません。

次に、各施設の管理者はどのように考えているのかのご質問についてお答えいたします。

今回、ご質問のありました施設は、株式会社飛騨ゆい、緑風観光株式会社、特定非営利法人はたらくねっと、山之村観光さんが、それぞれ指定管理者として受託されております。料金設定についてお話を伺いますと、市内、市外料金の格差など、諸課題はあるものの、他地域との競争力やリピーターを手放したくない等の理由によりまして、現状、料金改定は考えていないというようなことでもございました。

そのような中、森林公園一帯をお願いしております、はたらくねっとさんからは、キャンプ場とテニスコートについては近隣同施設との比較の中で検討したいと、そういった声をいただいております。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、3点目のスポーツ施設や観光施設の料金改定について、お答えします。現状

の料金は、施設ごとにいろいろな経緯があって設定してきており、統一した算定方式がありません。建物の形状や性質によるところがあり、一義的に決められない事情がございます。

例えば、市民が通常利用するスポーツ施設や公民館などは、それで維持費を賄うというよりは、市民サービスとして利用しやすい料金で使ってもらうことが重要であり、近隣の類似施設との比較で決定しております。

一方、まつり会館やすば〜ふるなどの観光施設は、かかる費用を料金で賄うという考え方がありますので、最近の観光の動向などとの比較や他の施設との競争力を勘案して決める必要があります。

とくに入浴施設などは、極力、その料金で賄い、市からは持ち出ししないことが原則であると考えますが、高い料金にすれば利用者が減るとということにもなるので、その分岐点を見極めながら決めていくことになります。

一方、考古民俗館・美術館・江馬館などの公共文化施設は、利用して見てもらうことが重要であり、無料という判断もあり得ますが、現時点では、入場料をいただくことが一般的であることから料金を徴収しているのが現状です。

なお、スポーツ施設や観光施設の料金については、今一度考え方を整理し、料金設定の考え方を取りまとめる必要があると考えており、今後検討を進めてまいります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○5番（森要）

ただいまは、利用料金のいろいろ教えていただきまして、大変ありがとうございました。確認でございますが、私の調べたキャンプ場、森林公園の利用人数は、337人とありましたが、私の調べているところでは、557人で、違っているのではないかという気しておりますが、これは、200人違っておりますけれども、こういったところがあって、また一度調べていただきたいと思います。

それから山之村の321万3,000円は、ちょっと先ほど言いましたコテージを含む、コテージの使用料は、やはり1万円とか、バンガローは1万円、コテージは2万円ですから、やっぱりこの367人をかければ、このようになりますが、私が求めていたのは、実はキャンプ場のテント、森林公園と同じようなテントの使用とか、そちらのほうでしたので、そちらの利用件数は、調べて含めてあるということだと思っておりますが、別にすることはできるかどうか、再度確認したいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

私どもの理解の中では、前者のほうの理解でございましたので、今のこの手元のほうにそういった資料を持ち合わせておりませんので、関係部署のほうと問い合わせて、話をさせていただきたいと思います。

○5番（森要）

私の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、とりあえず一度また精査をお願いしたいと思います。実は、山之村につきまして私は、今、消費税の利用状況をということで、出ているのですが、それを見まして、山之村のキャンプのテントの入場料とか、テントのお金とか、そういったお金は書いてなかったですね。ですからコテージとかバンガローは書いてあるのですが、今のテントの使用料とか入場料をとると書いていなかったのも、これは向こうの山之村の方々のものなのか、市のものなのか、それはわかるでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

現状の観光施設条例の中では、確かにバンガローとコテージの使用料金のみの表記となっております。今ほどご質問のありました所有権の件につきましては、いま一度調べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○5番（森要）

ぜひ調べていただきまして、市のものであるなら、今の使用料条例も当然直していかなければなりませんので、次の審議をするまでには、一度整理していただきたいと思えます。

それから陸上競技場でございますが、33件で3万4,560円の入館料になっていますが、33件の、午前は2,160円、午後は2,160円の、単純に33かける2,160円をかけると7万円以上を越してしましますが、これが3万4,000円ということは、陸上競技場、たぶん私の想像では、小学校とか中学校の無料とかあるからこんなに低いのではないかなという気がしていますが、それでよろしいでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

議員ご指摘のとおりであると私どもも推測しております。

○5番（森要）

それでは、続きまして確認ですが、サン・スポーツは74件で23万3,000円ですが、これは備考欄に市外の方は2倍というふうになっているので、サン・スポーツは2倍とってみえるのかなということで、それでよろしいのか。そういう利用者の方には2倍の金額をもらっているのか。

それからふれあい広場は、今53件で382万円ということで、このふれあい広場は、市外の方は、5倍ということで、とくに観光のスポーツでくる皆さんはお泊りになる方々ですが、市内の5倍ということで、午後は6,480円ですが、5倍の3万円ですが、3万円かける53件でやっても、この382万円にはならないのですが、これについては、ふれあい広場は5倍で徴収いただいているのか。それからこの382万円という、今は私

行っていないからわからないけれども、ふれあい広場は市内の5倍でいただいているのか。陸上競技場は市内の2倍でいただいているのかを確認します。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

基本的に指定管理のほうへお願いしているわけですが、使用料徴収条例等によりまして、2倍・5倍等で定められておりますので、そちらのほうで徴収しているものと思われまます。

○5番（森要）

了解しました。陸上競技場が今のサン・スポーツについては、たぶん2倍もらっていると思うのですが、ふれあい広場は、5倍でもそれでもこんなにたくさんならないので、一度また精査していただいて、これについては、またどこかで教えていただきたいと思います。

それから次に2番目の質問をしましたキャンプ場とか野球場のことで料金のことについて、どう思うのかということにつきまして、今の入場料、キャンプ場、テニスコートについては、ちょっと見直しをしていきたい。その他の施設については、今は考えていないということでありました。私は、森林公園のキャンプ場がこれを見ますと、183件で、37万円ほどいただいているわけです。これは、大人は1泊、210円ということで、山之村は300円もいただいていますけれども、その中で37万円も収入があるんですが、森林公園の野球場では、10万8,000円、陸上競技場では3万4,000円、サン・スポーツランドにおいてでも、23万3,000円。ということで、非常にキャンプ場の収入が少ない210円でもこんなにいただいているということで、驚いているところですが、やはり陸上競技場の先ほど小学校とかそういうのは無料にしているということとか、野球場についてもやっぱり必要な経費、すべてとはいいませんが、やはり非常に減免とかそういうのが非常に多いのではないかという気がしていただいております。

先ほども見直しをしてしっかりとしたいということでございますので、一度野球場についてとか、そういう減免について一度その基準があるのなら私たちにもう一度示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

教育委員会所管施設、多数あるわけですが、やはり減免等のことにつきましては、多くの団体等あります。いま一度ですね、教育委員会の中でもそういった減免のあり方、その中には当然団体であるとか、利用の仕方等々含めて、いま一度検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（森要）

ぜひ一度検討していただきまして、一度そういった資料等見せていただければと思います。テニスコートについても二十何年も経っていますけども、ほとんど補修されていないし、それからキャンプ場についても今はトイレをやったださるということですが、木が大きくなって非常にありがたいんですけど、今度はキャンプ場としてどうかということがあるので、そういった手直しにも必要ではないかと考えておりますので、そういった整備していくことについては、どのように考えてみえるか、お伺いします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

今の話でございますが、個別にどこがという話はないんですけども、やはり今のスポーツ施設等々の整備計画もありますので、そういった中で緊急性のあるものから順位づけてですね、しっかりと整備していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（森要）

ぜひそのようにして見直しをしていただきまして、そして、適正な利用料金等あわせて検討していただきたいと思います。

3番目に質問しましたスポーツ施設や観光施設につきましてでございますが、それぞれ特徴があって、私もそれは理解しております。とくに古川トレーニングセンターとか桜ヶ丘体育館には今マシンを入れていくということもあって、これについては、当然見直しの時期にきているのではないかと思います、それについてはどうでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

今ほどの話でございますが、やはり料金の見直しにつきましては、大きな方針としましては、その施設をですね、整備等々することによりまして資産価値が上がったり、利用価値が上がるといようなことがありますので、その都度検討していきたいと思います。

○5番（森要）

ぜひお願いをいたしたいと思います。まつり会館とかすば～ふるにつきまして、他の施設のこともあり、それから入館してもらいたいということも、それはよくわかっています。利用しやすい料金ということもわかっていますが、まつり会館は・・・

◎議長（中嶋国則）

ちょっと待ってください。

森議員の質問の途中ですが、次の質問の内容が地方自治法第117条の規定に該当し、1番、仲谷議員が除斥されますので、退場を求めます。

〔1番 仲谷丈吾 退場〕

○5番（森要）

今のまつり会館の入館の料金については、利害ということではなくて一般的なことなので、退席する必要はないと思っておりますが、私は今議長がそう言われましたので、続けたいと思いますが、まつり会館の入館料は実際今500円ですが、今の改定を見ますと800円のやつをそのまま、入館料もそのまま。今度消費税についてもそのままやってみえますが、私は実態にあった、500円なら500円。今度600円にされるということなのですが、わざわざ高いほうのままのほうをやる必要はなくて、ある程度、600円なら600円、それに直す見直しをして、こんな実態にあっていないような料金をそのままやるということについて、ちょっと疑念を感じておりますが、そのへんについては、見直す必要はないのかどうかお伺いします。

（不規則発言あり）

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

暫時休憩とします。

（ 休憩 午前10時47分 再開 午前10時48分 ）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

仲谷議員の入場を許可いたしますので、しばらくお待ちください。

〔1番 仲谷丈吾 入場〕

○5番（森要）

ただいまのやつ、「許可します」でなくて「取り消しします」ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

失礼しました。質問の内容が除外に該当していませんので、取り消しさせていただきますので、仲谷議員、よろしく了解をお願いいたします。

○5番（森要）

先ほどまつり会館の入館料が800円とかそのままになっているやつをまた消費税もそのまま直すということですが、これは、実際あと運営者がその範囲で安くすることができるということになってはいますが、やはりこの議会でも安くしたらどうかということがあって、それに基づいて500円になったので、条例等もそれに合わせて直すべきだったと思うのですが、今度また新しいリニューアルしたやつについては、一応600円というようなことをいってみえますが、それをやるなら条例もしっかり600円に直す必要が

あると思うのですが、それについての見解を伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

600円で今のところは試算した収支でございます。新しく指定管理者が決まったところで、その600円が妥当なのかどうなのか、800円とらなければやっていけないのかというようなことも含めまして、公募の際に応募されると思います。そうしたことも含めて、今後の検討になろうかと思いますが、先ほど質問の中にもございましたようにあくまでも指定管理者の裁量もあるということも含めまして、現状のまま現段階では、800円の料金改定を改正する考え方はございません。

○5番（森要）

私もそれでしっかりと見直しをして、今後600円でやっていく、指定管理もそれをお願いをするということになれば、その条件で募集をするなら、やはりそれも整備するべきだろうと思います。

また今度、すば～ふるについても、やはり料金を安くしていますが、これについての見解はどうでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

すば～ふるにつきましても、現指定管理者のほうで、3館の共通券を発行されておりますとか、いろいろな工夫をされております。そうした中でなるべく安い料金で提供できるようなシステムをつくっておられますので、今のところ改正するつもりはございません。

○5番（森要）

私は安くしていろいろ検討をするのは、非常にそれはそれでいいと思いますが、やはりその根本となる条例がある程度それに付随したものであるべきだと私は考えていると思いますがどうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

今のご質問ですが、指定管理の制度で料金を自由に設定できるというのは、これは根幹なんですね。指定管理の制度の柔軟性が発揮できる場所、これは安くするわけじゃなくて、高くするというのも当然あるので、今回のまつり会館もそうなんです、想定料金の試算をしたときに安くなるからといって、その都度条例をかまっていればですね、その分指定管理者の裁量の範囲が狭まる、そういうことに考えていますから、これは安くすることもあれば、高くすることもあるということですので、あまり条例をかますぎるのは、いかがなものか、そのように思っていますので、このとおり、とくに今回は消費税のアップに対する対応ですから、そういう対応ですが、今後についてもですね、その都度条例を改正するという考え方は基本的に持っていないということでございます。

○5番（森要）

私は条例の高くするときには低い金額から高くするということはできない。条例よりも高くするということは、できないので、それはできないと思っています。ただし、あまりにもかけ離れたものは、やはりおかしいのではないか。その都度、その都度ではなくて、今回その時期にきているので、やはりその実態にあわせたものをやるべきではないかと。ある程度の例えば600円ではなくて、700円程度にしておいて、あとは裁量にすることはいいかもしれませんが、むかしのままだ単純にやるということではいけないので、それについては要検討を再度してもらいたいというふうに私は思っています。

料金についてはそれぞれたくさんありますけれど、先ほどのいろんな状況でつくったとかありますけれども、基本的な考え方、そういったものをここだけなので、ここだけなので、ほかのところにはそういうのはないので、まつり会館とすば～ふるについては、もう少し柔軟にしっかりしたものを考えてもらいたいと思います。

それから宮川と江馬館についても、私はこのままで来てもらいたいということだと思いますし、やっぱり今後の展開の仕方によってはたくさんの方がみえるので、こういったことについては、今のままでも私もあり得るかなということを思っています。

以上で、私の2番目の質問を終わらせていただきます。

◎議長（中嶋国則）

森議員の質問の途中ですが、次の質問の内容が地方自治法第117条の規定に該当し、1番、仲谷議員が除斥されますので、退場を求めます。

〔1番 仲谷丈吾 退場〕

◎議長（中嶋国則）

質問を続けます。

○5番（森要）

それでは、3番目の質問、飛騨古川まつり会館の展示装飾リニューアルについてお伺いいたします。今回の補正予算におきまして、飛騨古川まつり会館のリニューアルに着手するとしまして、1億1,400万円を計上されております。平成4年6月25日にオープンですから、もう27年経って28年になると思うのですが、市の説明では26年となっておりますが、たぶん私は平成4年の6月のオープンなので、もう満27年は経っていると思いますが、そのへんはまた確認していただきたいと思いますが、会館後展示内容や装飾等はほとんど手が入っておりません。飛騨古川観光の中心である飛騨古川まつり会館のリニューアルについては、滞在時間の延長、観光消費額の増加が期待されて、非常に歓迎するところであります。また何より、古川人にとって古川祭の誇りを鼓舞するものとして、展示演出への期待をしております。

そこで、リニューアルの内容、まつり会館の補修管理、リニューアルの後の指定管理の業者選定について、下記の4点を伺います。

事業の概要について。リニューアルに至った背景、まつり会館の基本方針、リニューアルプラン、コンセプト、事業費、目標設定など事業の概要を伺います。

2番、展示リニューアルの内容について。展示内容は、全員協議会で伺いました。市民に対して、いま一度、わかりやすく展示リニューアルの内容を伺います。また、このリニューアル内容等については、適切な時期に広報等で紹介し、理解を深めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

3番、まつり会館の補修管理について。まつり会館のリニューアル計画を拝見しますと、古川祭りの臨場感が味わえ、とても素敵な空間を演出していると思います。高額なリニューアルの費用ですが、1つ心配なのが、池の鯉の給水・排水施設の管理、展示館の冷暖房等空調、湿気対策等補修管理費用が莫大です。まつり会館の補修管理について、改善計画等具体的なものはあるのかを伺います。またこれらについても、指定管理者に知らせておくべきと考えますが、いかがでしょうか。

4番、指定管理の業者の選定について。この、リニューアルされたまつり会館の管理形態は、指定管理を継続し、本年9月より募集開始、来年4月18日にはオープンとのスケジュール案を聞いています。そこで、現在の指定管理者は、株式会社飛騨ゆいですが、契約期間は来年3月31日となっています。指定管理の応募については、現在の指定管理者、株式会社飛騨ゆいさんも応募できると思いますが、確認をいたします。また、一方、指定管理の応募は全国に発信されると聞いています。11月頃には、指定管理者が決定すると思われませんが、株式会社飛騨ゆいさん以外の方がなった場合のことも考えておく必要があります。それらを含め、指定管理業者の選定について次の3項目を伺います。

1つ、移管作業や引っ越し等の時期は来年の3月と計画されていますが、株式会社飛騨ゆいとの話し合いは行われているのか、いないか。指定管理者で株式会社飛騨ゆい以外の方が決定した場合、4月の管理開始時期までの受付業務、PR活動は誰が行うのか。3点目、指定管理費の積算根拠は2万5,000人、入館料600円として収入見込みされているが、甘くないか。また支出の人件費・管理費・運営費・事務費等で2,573万円が計上されています。館長を含めたスタッフ5名の配置の人件費が計上されているとのことですが、現在、株式会社飛騨ゆいが行っている会計事務、宣伝業務、維持保守管理業務のスタッフも必要ですが、どのように考えているのか伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

飛騨古川まつり会館の展示装飾リニューアルについて、お尋ねの4点を順次お答えをいたします。

1点目の飛騨古川まつり会館展示装飾リニューアルの概要についてご説明をいたします。飛騨古川まつり会館は、開館以来、展示内容や装飾等についてほとんど手が増えられ

ておらず、とくにパネル展示物については劣化が目に見えてわかることから、一昨年度に飛騨古川まつり会館展示装飾検討委員会で提案されたリニューアル案を受けて、昨年度飛騨古川まつり会館展示装飾リニューアル計画を策定したところでございます。

基本方針ですが、この会館を「まちなみ博物館」として基本機能の強化を目的としております。これは、ほかの市有施設のように市民主体の博物館としてだけでなく、まつり会館に訪れた多くの方々に、古川祭が認知され興味を持っていただいて、再訪を促すことを主眼とするもので、観光誘客を主な目的とする博物館機能を有する施設として整備する方針といたしました。

次にリニューアルプラン、コンセプトについてですが、「息遣いが聴こえるまつり会館」をコンセプトに、祭当日以外の平時でも、祭当日の空気感が体感できるような展示装飾、訪れるお客様に古川祭の魅力を訴求できる施設としております。施設内部はゾーニングを行い、これまで乱雑に置かれていた展示物を整理し、改めて古川祭の理解を促進することに加えて、昨今話題づくりとして写真映えする空間を造成したいと考えております。

事業費は、昨年度のリニューアル計画策定費を含めて1億2,480万円を予定しておりますが、地方創生推進交付金の獲得及び合併特例債の活用により市の実質の負担額を2,657万円と大幅に抑えております。

初年度入館目標数については、現状から12.5パーセント増の2万5,000人と設定をしております。

次に2点目の今回のリニューアル内容についてですが、躯体には手をかけず、中身の装飾や展示物についてのリニューアルを中心としております。

具体的に説明いたしますと、まずエントランス部分は施設の玄関からすぐに認識できるよう、エントランスゲートを設置し、展示概要を掲出することで以降の展示演出への期待感を醸成する空間といたします。

中ほどのコーナー部分には祭当日の流れがわかる演出や、古川祭が世界に認められた証であるユネスコ無形文化遺産登録証などを掲示予定としております。

続いて動線を階段下の地階に移し、まずは4K映像シアターにて古川祭の「静と動」を存分に堪能していただいたのち、従来の記念撮影ゾーンにて、9面マルチLEDビジョンを楽しんでいただきます。ここでは各祭屋台の紹介をはじめ、記念撮影映像など、複数のコンテンツをコントロール端末に選択できるようにしており、とくにシアターホールに入られない方々を対象として、4K映像を見ることができるよう仕掛けも取り入れております。

続きまして、屋台等展示コーナーに移ります。乱雑に陳列されている展示物をしっかり整理し、ライトや音声、映像などを駆使しながら見せる演出を取り入れます。とくにからくり人形や獅子舞、鬨鶏楽などを音声ナレーションや映像を活用するなど、それぞれのコンテンツにフューチャーした演出として理解を促します。

続いて、起し太鼓のレプリカが置いてあるゾーンについては、当番会所と呼び引きの様

子を味わえる空間といたします。とくに女性たちの祭へのかかわりや祭の献立なども展示し、地域外からの観光客の皆様にも祭の習わしや文化をしっかりと理解していただく空間とするとともに、運営の仕方によって、ワークショップを開催したり、まちなか周遊への動線とすることも想定しております。平成の屋台に関しては、従来通り構造をしっかりと見せる展示としたいと考えております。

続きまして、従来屋台のパネルや資料映像のゾーンについてですが、ここには起し太鼓を設置し、写真映えする写真が撮れる空間としたいと考えております。とくに起し太鼓についてはレプリカの高さを低くするなど、ここでしか撮れない記念写真を撮ることができるゾーンといたします。

次に階段を登り、再び1階に移ります。御神輿を挟みまして左の展示コーナーでは、祭行列を説明するゾーンとし、ジオラマ模型を使って祭行列全体を表現することとします。右のゾーンでは、マネキンや模型を使って祭衣裳の展示をすることで、実際に祭に参加する方々の機運を感じ取れる空間としたいと考えております。

最後の通路部分は企画展示や通常は見送りを紹介するコーナーとして屋台の圧倒的な印象を残して退館してもらう工夫としております。

全体を通して、直接光源を減らし、間接光源を増やして、吹き抜け空間全体を明るくするのではなく、メイン展示場となる地下1階に立った目線レベルに合わせて照明を確保するとともに、誘導サインやコーナーサインはわかりやすくシンプルに、説明文は日本語と英語併記を原則といたします。

広報については、時機を見て周知を始めたいと考えております。

続いて、3点目の補修・管理についてお答えをいたします。今回のまつり会館展示装飾リニューアルについては、あくまでもまつり会館中身の展示や装飾のリニューアルを行うものであり、躯体部分に関する補修は見込んでおりません。

ご指摘の給排水・空調等の補修に関してですが、本格的な改修をする場合は、建物自体を取り壊す必要があり、多額の経費が必要となると見込まれていることから、従来どおり基本機能を維持するための個別の修繕で対応していきたいと考えておりますし、指定管理者ともこれまでどおり連絡を密にしていきたいと考えております。

最後に4点目の指定管理の業者の選定についての3項目をお答えいたします。

アの移管作業についてですが、指定管理者についてはこれから公募することとしておりますので、株式会社飛騨ゆいが応募されるかどうか、現時点では不明ですが、仮に飛騨ゆい以外になった場合も想定し、移管作業の話し合いについては、株式会社飛騨ゆいともすでに行っております。

リニューアル工事期間中の12月から3月までの間、まつり会館の管理は会館の維持と団体受付のみとなりますので、本部事務所が必ずしもまつり会館にある必要はなくなります。従いまして、11月の選定結果を受けて、指定管理者が飛騨ゆい以外となった場合においても、引っ越し作業については当該期間中に行うことができると考えておりま

す。

イの4月管理開始時期までの業務についてですが、飛騨ゆい以外の事業者が指定管理者として決定した場合も含め、オープンまでの準備期間をとることを考えており、この期間を利用して、スタッフの教育や管理、集客方法など、運用体制を確立したいと考えております。

また、PR活動については、従来から市及び飛騨市観光協会が中心に市の観光プロモーションの重要施設として営業活動を行っておりますので、4月までの間も同様に進めることとなります。

ウの指定管理費の積算根拠についてですが、現在、株式会社飛騨ゆいが行っている会計事務、維持保守管理業務等にかかる人件費についても、指定管理費に含めて算出しております。

なお、施設全体に関する宣伝業務については、従来指定管理者に全面的に委託するという考え方はしておらず、今ほども申しあげましたように、これまでもまちなか観光の拠点施設として、市観光課はもちろん観光協会も一体となって取り組んでいるところでありますし、これからも同様に注力していきたいと考えているところでございます。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○5番（森要）

ありがとうございます。1番、2番の事業費の概要リニューアルについても、教えていただきました。なかなか市民の方にはわからないかもしれませんので、また今後折を見て広報等に出していただくということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

飛騨古川まつり会館の保守管理、今現在みていないというのは当然私も知っていますが、こういったものがかかってくると。これに対する維持管理費が非常に多くなっていく。それについては、市はどのようにして増えた分については、今後市がもっていくのか。それとも指定管理の中でやっていけということなのか、そのへんについてだけ伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

現在の試算の中では、LEDの保守管理経費等が増嵩することが考えられます。そうしたことから指定管理料につきましては、現在より増額の予定で、公募をかける予定でございます。

今ほどありましたご質問でございますが、指定管理料の中で管理業務はしていただきますようお願いしたいと思っております。

○5番（森要）

ただいまの試算のLEDは新たにリニューアルをするから増えてくるということについて書いてあるから私も理解しておりますが、それ以外の今の池のこととか、冷暖房のこ

ととか、そういったことが非常に増えてくるんですね。それを今の指定管理に入っているからやれというのは非常に酷でないかな。今後こういったものについては、市とよく協議をして、市は前向きにそれについてはやっていくということが私はいいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

答弁の中でも申し上げましたが、修繕等については、突発修繕で対応していきたいと考えております。そうした中で、10万円以上のものにつきましては、指定管理の要綱どおり市のほうで対応していきたいと考えておりますので、そうしたものにつきましては、順次指定管理者と協議しながら進めていきたいと考えております。

○5番（森要）

そういった10万円以上という、突発的になかなかできない、協議する暇もなくやる必要もできます。また私は今後こういったものが多くあるよということを指定管理者の方にも知らせるべきだと思っているので、ぜひそれについては、お願いをしたいと思います。先ほどの4月の開始時期までに株式会社飛騨ゆいとの協議をしているかということ、先ほどでは「現在している」ということでしたが、私は株式会社飛騨ゆいに聞きましたが、一回もそういうのはないということを言われました。そのへんの実態はどうなのでしょう。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

社長さんとはスケジュール感を含めましてすでにお話を進めさせていただいております。

○5番（森要）

株式会社飛騨ゆいさんがやってくださるとすればスムーズにいきますが、それ以外の例えば観光協会様とかいろいろやるときに、やはり今の中の方々をいつ幾日に出ていきなさいというようなこと、それを受け付ける、受付業務をそれでは誰がやるのか。前の人やるのか、やはり新しくなった人がやるのか、そういったことも全然協議されてなかったわけですね。ですから早急にそういったことは、しっかりとやっていただきたいと思っております。そこで、使用料の先ほど人件費はもうみてあると、会計事務とか、もうみてあると言いましたが、その2,573万円、それぞれみてありますが、その人件費・管理費・運営費、その内訳がわかったら、2,573万円はわかっておりますけれども、人件費は、どのようにみてあるのか。管理費は、幾ら、運営費は、幾ら、その他は幾らでみてあるのかを伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

2,573万円の内訳でございますが、人件費が1,490万円、管理費が880万円、運営事務費が154万円、その他が46万円ということでございます。若干、端数の違いはございますけれども、その程度でみさせていただきます。

○5番（森要）

ただいま人件費1,491万円、管理費が880万円といろいろ聞かせていただきましたが、この人件費については、指定で今3人体制で受付業務の方、それから案内をする方、売店の方3名。忙しいときには4人体制でやっておりますが、実際職員は6名ですが、今の指定管理は6名でやりなさいと指定をされています。その6名でやれという指定については、今の人件費1,491万9,000円の中にしっかりみてあると思っておりますが、そこに先ほど会計とかそういったものも含まれているということでしたが、もっと詳しく1,491万9,000円の内訳を伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

現在、指定管理者であります株式会社飛騨ゆいさんが間接的に事務を行っております。会計業務・管理業務にかかる人件費相当分を今ほどの人件費の1,490万円のほうに移して、人件費としてしております。

○5番（森要）

急な質問ですから、なかなかできないと思いますが、単純に5人の方の8時間の単価をかけて、今、年中無休ですから30日をかけて、その5人体制でやる、そのお金と今の指定管理者、管理者の本店経費というのが、220万円ほどみてありました。一部の資料をいただきますと3万いくらの黒字になっていきますし、また違うところを見ますとマイナス170万円とか、160万円とかいうことで、それは本店経費があったと思うんですね。それは、やはり本店経費の中には、館長さんが出る業務とか、それから除雪する方、池の管理をするところの方々、そういった費用があつて220万円というのが必要だと私は、当然だと思います。だから今回もその220万円相当は、この人件費の中に入っているのかどうか、伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

現在平成30年の決算で、人件費が888万円でございます。指定管理費の今回の試算では、先ほど来申し上げましたように1,490万円ということでございます。600万円以上の増で人件費を組ませていただいておりますので、先ほど答弁いたしましたよう

な株式会社飛騨ゆいが行っております間接人件費も含めて、この中に含めて積算をしております。

○5番（森要）

ただいまそういったことは含まれている、株式会社飛騨ゆいさんとか観光協会以外の方がやはりやろうとすると、やっぱりそういう必要経費が必要だと思しますので、ぜひそれは大事だと思います。

それから、入館料収入は、根拠を教えてくださいと思います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

2万5,000人のうち、1,100人は無料入館ということで、それ以外を有料入館数として積算をしています。

○5番（森要）

時間になりましたので、これで、終わります。ありがとうございます。また委員会等で聞かせていただきます。

〔5番 森要 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

ここで、仲谷議員の入場を許可いたします。

〔1番 仲谷丈吾 入場〕

◎議長（中嶋国則）

次に午後に予定しております11番、野村議員の一般質問を行います。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

それではですね、事前通告にしたがって質問を進めてまいります。

8月21日、石破茂元地方創生大臣を富山県の高岡市、土岐市、多治見市、高山市、飛騨市の有志議員16名で、古川町にお迎えし、地方創生と人口減少対策をテーマにご講演をいただき、市民及び地方議員との意見交換会を実施しました。石破先生には、飛騨古川駅下車した後、徒歩で瀬戸川や白壁土蔵街、三寺めぐり朝市、岡田屋さんのだんご、飛騨古川まつり会館、壺之町のまちなみ、まちなか案内所、そして酒蔵等を視察していただき、多くの市民の皆さんとの交流や新聞各社からの取材報道等で、大変有意義な1日でした。

また、石破先生は、東京に帰られ、早速古川祭・お酒・スーパーカミオカンデ・レールマウンテンバイク等、飛騨市の魅力をご本人のブログに記事紹介のPRをしていただいております。

石破先生は、講演の中で、「日本では、1年間に45万人の人口減少が続き、将来10

0万人減少の時代に突入」、「20歳から30歳台の女性がこれから20年間で約6割減となり、これを止めないと減少は止まらない。このような状況の中、経済が伸びていかないと医療や年金・介護は支えられない状況になる」と述べられ、改めて私は、経済と福祉は車の両輪であると認識させられました。一段と高齢化が進んでいる飛騨市はですね、もっと危機感を持って、人口減少問題に真正面から立ち向かっていかないといけないと感じたところです。

今飛騨市に強く求められているのは、地域経済の活性化策です。そこで私は、今回飛騨市の地域経済にも直結する「道の駅の現状と展望について」、「指定管理施設の公募と選定について」の大きく2点を質問いたします。

まず、1点目、道の駅の現状と展望についてです。7月に産業常任委員会で、北海道中川町、北海道下川町、北海道安平町の道の駅、苫小牧市のノーザンホースパークに森林によるまちづくりと地方創生、指定管理施設等について学ぶために我々6名でしたかね、管外視察をしてまいりました。中川町は、地方創生の1丁目1番地に森林文化の再生を掲げ、東京都世田谷区との交流を官民で実施され、また下川町は、環境未来都市からSDGS未来都市への概要版に、きめ細かい施策で、具体的な成果も盛り込まれ、また安平町の道の駅あびらは、あびら観光協会が指定管理者となって、4月19日にオープンし、3カ月間で驚くことに飛騨市のカミオカラボの10倍の38万6,000人の利用客です。お手元にありますけれども、このようにですね、D51ステーション、SLと特急車両キハ183系の2台を配置して、集客の目玉にし、話題づくりの戦略は本当に見事なものでした。テイクアウト、ベーカリー、特産品の販売、農産物の直売所等、約30名のスタッフで地元雇用にも貢献され、飛騨市のですね、道の駅は、まず人を呼び込む工夫が急がれます。

また、私が終わりがけにほとんど聞いたのですが、あるいは、電話取材したところもありますけれども、4自治体とも指定管理施設や市や町から受注している事業者に関与している議員はいますかの問いに「過去も現在も全くありません」の回答でした。

それでは、1点目、3駅の過去3年間の利用客数と今後の見通しについてです。道のアルプ飛騨古川、道の駅飛騨古川いぶし、道の駅宙ドーム神岡のこの3年間の利用客数とアップ率及び今後の見通しを示してください。

2点目、3駅の集客力をアップさせるために市としての方策は。現状のままでは、利用客が減少するのは明らかで、中でも道の駅アルプ飛騨古川と道の駅飛騨古川いぶしの集客力をアップさせる方策が急がれますが、市の考えについていかがですか。

3点目、道の駅宙ドーム神岡の4月から8月までの利用客と売り上げについて。今年3月27日、ひだ宇宙科学館カミオカラボが3億円以上の投資でグランドオープン。道の駅宙ドーム神岡は、当然その相乗効果が出ていると思います。4月から8月までの5カ月間の利用客と売上金額はですね、私は少なくとも前年を倍増していると思いますが、そのへんの数字について具体的に示してください。

4点目、道の駅アルプ飛騨古川の活性化についてです。昨年につづき、この7月、南部

行政懇談会で、2区の区長さんより、道の駅アルプは、飛騨市の東玄関だけに区民や市民、観光客のみなさんが利用したいと思える都市公園として整備してほしいと要望があり、区民はじめ、多くの方が道の駅アルプ飛騨古川公園周辺環境整備を心待ちにしておられます。

私からは、道の駅アルプ飛騨古川そのものの活性化と集客力アップについて、2点、提案します。現在ですね、大型トラック22台、大型バス4台の駐車スペースで駐車場全体の半分以上を占め、大型トラックが15台以上駐車したり、そういうときは、エンジンをかけてですね、仮眠されている運転手さんをたびたび見ます。駐車位置も入口の近くの右側で、多くのトラックで道の駅の建物自体が見えないときもあり、一般の普通車や観光客は入りづらいです。ぜひ市もですね、国土交通省と交渉して、大型トラックの駐車は10台以内に縮小して配置換えをして、そしてですね、近くにコンビニもある袈裟丸パーキングに誘導して、道の駅アルプの活性化を図ったらいかがでしょうか。そして、2点目が、集客力をアップするためにですね、空いた大型トラック12台分の駐車スペースを利活用して、子どもから大人まで楽しめる展示等の魅力ある施設をつくるなど、行政もですね、ハード・ソフト面で知恵を出して、官民で活性化を図るときだと思いますが、いかがですか。

最後にですね、道の駅近くの砂利置き場の件ですけども、よく私のところに苦情がきます。地元の方から。国道沿いの水路にですね、砂利が埋まったままです。市は、チェックしているのでしょうか。以上です。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

道の駅の現状と展望について、順にお答えいたします。1点目の3駅の過去3年間の利用客数と今後の見通しについてですが、市の観光統計では、「道の駅アルプ飛騨古川」は、平成28年が13万7,803人、平成29年が12万1,811人、平成30年が12万1,639人となっています。「道の駅宙ドーム神岡」につきましては、平成28年が16万5,422人、平成29年が16万3,701人、平成30年が17万6,645人となっております。

「道の駅飛騨古川いぶし」については、データがございません。また、運営事業者も来場者数のデータはとっていないとのことでございます。

「道の駅アルプ飛騨古川」につきましては、これまでの傾向を踏まえますと、大きな要因がなければ、おおむね横ばい傾向が続いていくものと考えています。

「道の駅宙ドーム神岡」につきましては、「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」のオープンから好調を維持しており、今後数年間緩やかに増加傾向で推移すると考えております。

次に2点目の駅の集客力アップの方策についてお答えいたします。「道の駅アルプ飛騨

古川」については、平成29年12月の営業再開以降、年2回の連絡調整会議を継続して実施しており、道の駅振興補助金を活用して集客イベント等の開催を促したり、運営に対する助言を行っております。

「道の駅飛騨古川いぶし」については、平成30年4月に運営会社を解散し、建物は区へ譲渡されました。以降は食堂の営業も区の集会や予約があった場合のみとする旨の意向が伝えられました。

これまでもたびたび一般質問の場でお答えしておりますが、「アルプ飛騨古川」と「飛騨古川いぶし」については、いずれも建物自体の所有に加え、運営主体も民間事業者であり、道の駅の指定を受けているとはいえ、純民間事業所に対して、市が直接的な対策を講ずることは困難が大きいのが実態でございます。

したがって、これらの集客力をアップさせるには、別の施設を市が建設・運営するか、買収するなどの措置を講じたうえでテコ入れをしていく必要がありますが、各事業者ともその意向はないのが現状でございます。

続いて3点目の道の駅宙ドーム神岡の4月から8月までの利用客と売り上げについてお答えします。利用者につきましては、指定管理者からの報告によれば、今年度4月から8月までは20万5,230人で、昨年同時期の18万3,360人との比較で112パーセントでございます。売上げにつきましては、今年度4月から8月までは7,445万7,024円で、昨年同時期の6,265万8,626円との比較で119パーセントとなっております。

現在の物販施設は、昨年すでに新店舗となっておりますので、今年の売上げ増はカミオカラボ効果と考えております。その意味では、一昨年の旧施設・旧店舗との比較が効果の測定には適切であると考えており、その点で見ますと、利用者につきましては121パーセント、売上げにつきましては138パーセントとなっております、順調に推移していると認識をしております。

最後に「道の駅アルプ飛騨古川」の活性化についてお答えいたします。大型トラックの駐車スペースを縮小し、そのスペースを活用して施設をつくってはどうかのご提案についてですが、道の駅の駐車スペースは国が所有する道路敷であり、また、休憩施設の一部として位置づけられており、駐車場を縮小して他の施設を設置することやほかの用途に転用することは認められていないのが現状でございます。

また、駐車台数も道路の通行状況などデータに基づいて算出されており、再度詳細な調査を行うなどしないと、安易に減らすこともできないと伺っております。

また、袈裟丸パーキングについては、こちらも国の所有する施設ですが、用途としては、チェーン着脱場として設置されており、休憩施設及び情報発信施設などは併設されておらず、トイレは男女1カ所しかなく、機能として道の駅とは別のものとなっております。こうしたことについては、これまでも道の駅活性化を図る観点から市として国に対して提案・検討してきた経緯がございますが、その都度、困難が大きく、断念している状況に

あります。

しかし、決して諦めているわけではなく、別の方法を引き続き検討しているところであり、今後とも、全体の活性化を考える観点で、国土交通省と協議してまいります。なお、道の駅付近の国道沿いの水路への砂利流入については、市へは苦情等は届いておりませんが、現地を確認のうえ、管理者であります国土交通省へ状況を伝えるなど対応をしてまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○11番（野村勝憲）

想定内の回答でした。確かにですね、アルプ飛騨古川の道の駅の駐車場については、難易度があると思います。しかしですね、皆さんご存じだと思いますけれども、岐阜県下にはですね、53のですね、道の駅があるんですね。それではですね、岐阜県下53の中でアルプ飛騨古川と同じようにですね、大型駐車場、バスも入れて、25台以上、駐車場がある箇所は何か所だと思われませんか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

調べたことがございませんが、3つか4つぐらいかなということを考えております。

○11番（野村勝憲）

私は、実は調べました。現地も行ってまいりましたが、実は2カ所だけなんですよ。53駅あって2カ所だけ。それはですね、1つは海津市にあります「月見の里南農」。ここではですね、駐車台数は、27台ということで、アルプ飛騨古川と全く同じスペースですね。ということで、その道の駅にはですね、どのようなお客さんが入っていらっしゃるかというと、例えばですね、多い日はですね、レジを通過するだけで1日で1,500人以上だそうなんですわ。大変な賑わいなんですわ。そうしましたらですね、道の駅飛騨古川いぶしはですね、2台ですよ、たしかね。それから神岡の宙ドームは、7台のはずです。大型駐車場ですが。しかし、例えばですね、多い日には併設する温泉をもっている、例えば「桜の郷荘川」ですね、あそこはですね、温泉を利用するだけで、1,000人の人がいらっしゃるんですよ、多いときはね。したがって、駅だけだったらもっというらっしゃると思いますわ。その荘川の桜の郷はですね、大型駐車場は何台だと思いですか。あるいは、調べていらっしゃいますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

先日、たまたま行ったときに観光バスが6台入っていたので、そのくらいかなと思います。

○11番（野村勝憲）

はい、ほぼ同じ、5台ですわ。正式には5台の駐車場です。ですから私はここで申し上げたいのは、53ある県内の道の駅はほとんどですね、多くが5台前後なんです。そういうスペースでやっていらっしゃるわけですね。したがって私は、国とはですね、難易度が高いのはわかっています。しかし粘り強くですね、交渉して、他の道の駅の事例をしっかりとですね、把握されて、やはり市長あたりがですね、トップセールスをして説得力を持ってですね、対応していかないと今のままの状態では結果的にはですね、集客力アップあるいは活性化はできないと思います。そこでですね、市長にお伺いします。すでにですね、宙ドーム神岡の、カミオカラボにはですね、3億円以上の投資がされているわけですね。そうしますと当然、アルプ飛騨古川にも地元からは周辺の都市公園化の要望や、活性化と施設利用のアップの声はこれから高まってくると思いますが、その声に応えられるめどはついているのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

めどは立っておりません。これは、先ほど清水部長からも答弁ありましたし、一般質問の場でも繰り返し申し上げているのですが、なにせ建物が民間の所有である。そして、国土交通省の今の駐車場の問題。これ、私実際に自分でみずからですね、高山国道等々、直接交渉してやっていますが、本当に難易度が高いです。誰かやれるものならやっていただきたい。そう思うぐらいです。それほど難易度が高いです。ですし、あの周辺がまた開発に適した土地が本当に限られている。そういうことで、3億円、企業版ふるさと納税等含めると実質の負担はごくわずかですが、そうした負担でですね、大規模な開発ができるということはまず考えられないということですので、本当に苦慮しております。本当に偽らざる気持ちとして、誰かやっていただけるならやっていただきたいというふうなことを思います。そのくらい難しいんです。ただ、それを粘り強くやっていきたいと思いますので、先ほど答弁もありましたが、決して諦めているわけではなくてですね、どっかから風穴を開けられないかとあの手この手、そんなことをですね、ここ2、3年、ずっと繰り返しているということでございます。

○11番（野村勝憲）

道の駅そのものはなかなか難易度が高いと思いますが、周辺の整備ですね、裏側の川沿いとかですね、宮川沿いとかですね。具体的にはですね、先ほど言いましたように2区の区長さん、2区からも要望が出ているわけですから、そのへんの整備をお願いしたいと思いますが、そのへんは基盤整備部長、いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

南部行政懇談会でのご要望とそれから2区からの要望ということで、知っておるところでございますが、もともと河川公園等の整備は一番最初の道の駅を整備するときのこ

ンセプトの中に川も巻き込んで、あそこらへん一帯の道の駅をつくろうという一番最初の目標がありました。それからその周りを民間がどんどん活用しながらやっていこうということで、機軸になるところの道の駅の周りをどんどん広げましょう、民間活用をお願いしますというようなことから始まっておりますが、今回の都市公園につきましても、河川公園につきましても、河川法とかいろいろまた条件があります。この間の会議の中でもちょっと述べさせていただきましたが、今先行事例で、神岡のミズベリング等をやっていますので、そういうような活用も考えながら向かいましょうかということをご説明させていただいたところでございます。

○11番（野村勝憲）

どちらにしてもですね、活性化策は、知恵を出さなきゃいかんと思いますね。とくに清水部長、初めてね、商工観光担当部長ということなので、ぜひスタッフの方々とですね、実は、再生の請負人という方がいらっしゃるようですね。たしかね、中澤さんという方ですね。その方の話を私ちょっと一度ですね、テレビで聞いたことがあるんですけども、ちょっとヒント等を申し上げておきますので。まず、一番大切なのは、まず地元の人を大切にすること。それから2番目は、観光バスには頼らない。3番目にはですね、地元の食材を売る。この3点が道の駅の活性化策のポイントだと述べておられましたので、その3点をぜひ道の駅の事業者にも伝えていただいて、それでさらにですね、今現在の数字はですね、たいへん申し訳ないですけど、アルプ飛騨古川は、16万人前後ですか、年間で。それを20万人までもっていくにはどうしたらいいかということは、官民一体となってですね、ぜひですね、知恵を出し合っていたいただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

勉強しながら努力したいと思っております。

○11番（野村勝憲）

それではですね、第1問に道の駅の現状と展望については、これで終わります。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

11番、野村議員の質問の途中ですが、大きく2項目めが残っておりますが、午後からにいたしたいと思っております。

休憩とし、再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時44分 再開 午後1時00分 ）

(1番 仲谷丈吾、5番 森要 除斥対象のため自主退席)

◆再開

◎議長 (中嶋国則)

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

○11番 (野村勝憲)

それではですね、2点目の指定管理施設の公募と選定についてを私は、今回ですね、石破先生から地方創生の取り組みのヒントを得て、飛騨市の地方創生の成果と課題をテーマに質問の準備を進めていたのですが、どうしても味処古川の問題を徹底的に追及してほしいとの多くの市民の声や意見書、10通以上きています。をいただき、市民から届けられた資料を添え、味処古川を中心に指定管理施設について質問いたします。

まず1点目、飛騨古川まつり会館リニューアル後の目標数字についてです。平成4年オープン時の入館者数は、10カ月で、約5万人。その後、毎年1万人ずつアップを続け、5年後の平成8年度は、9万人でした。来年4月にまつり会館にですね、約2億円の多額投資でリニューアルオープンされます。当然、市民は多くの入館者を期待。令和2年度から5年間の目標入館者数と収支計画を年度別に示してください。

2点目、入館者数アップのため、営業強化が求められています。平成4年にオープンしてから、私も10年間ほど、私もふるさと応援団として協力してまいりました。当時は、官庁や役場の係長、さらに観光協会が一体となって、売り込みに積極的に都市部に営業活動されていました。残念ながら現在は、当時と比べ、営業力が総合的に落ちていると思われませんが、その点はいかがですか。

3点目、飛騨古川まつり会館と地域交流センター船津座の売り上げについてです。飛騨古川まつり会館は、これまでの4Kの映像とトイレ・空調にすでに7,200万円のリニューアルのお金が投資されています。3D時代の平成29年4月から8月と今年度4月から8月と比較して、売り上げ金額の伸び率と神岡町の船津座は、3月にカミオカラボがオープンしてですね、当然、経済波及効果が出てきているものと推測されます。そこで昨年4月から8月と今年度の同月を比較しての売り上げ金額の伸び率をあわせて示してください。

4点目、指定管理施設「味処古川」の未解決問題についてです。5つほどあげております。まず、1つ。昨年9月の一般質問で東側庇の増改築をいつ、だれが認めたのか、私の問いに、「確認します」の市の答弁でした。本来、9月議会開催中に確認した回答をすべきで、そうすればすぐ違法建築として撤去命令すべき事案だったと思います。なぜ3カ月もほったらかしにして、この3カ月の市の対応についてですね、多くの市民から新たな疑問や、「おかしい、おかしい」の声が聞こえてきます。

2点目、この6月議会で、市民の声を私が代読して、私の質問の中で、市は、平成30

年12月1日に増築部分を撤去し、結果として問題は解決したと答弁されております。この回答に市民からは、「問題が解決したかどうかは、市民が判断することで、問題は解決していない」と強い言葉をいただいております。これに対して、都竹市長はどう思われているのですか。また、施工は飛騨市シルバーセンターで、協議書の提出もなく行ったとの回答でしたが、飛騨市シルバー人材センターは、法的に建築業ができるのでしょうか。

3点目、昨年12月議会で、庇の増改築の目的は、衛生面での改善と観光客の休憩と回答でした。しかし、今は空き缶が山積みで衛生上悪く、またこの際、全てを撤去して、もとにあった南天ですね、これが植えられていたようです。これをですね、植えて、匠文化会館と一体感のあるまちなみに戻してほしいの声を聞きますが、いかがですか。

4点目。実は、このようにですね、これは、市民の方が届けられたんですよ、市民の方がね。こうやって作っていただきました。この柱のようにですね、柱に庇を撤去した傷や、ここにしっかり傷が残っています。それには、わからないかもしれないですけど、傷が残っています。当然、庇があった上の部分と下の部分はね、壁が2つの色に分かれています。こうした問題とかですね、基礎の石、礎石ですね、そこにですね、柱を立てましたから、そこに当然、釘の穴を開けております。そこに現在も建物は傷ついたままの状態、このまま放置していいのですか。市の監督責任が問われますよ。無断で市民の建物に傷をつけ、イメージダウンさせたのだから、「賠償してください」という声を聞きます。市の考えはいかがですか。

5点目、ある市民が撮影された、これがそうです。この写真ですね。この写真の自転車置き場の車は、前にも言いました。撤去して、お手元にあります図面ですね、これ見てください。これ、去年の応募のときに配布されたものです。そこには、はっきりと自転車置き場と明記されていますよね。こういう図面のようにですね、しっかりと自転車置き場であるわけですから、市民が利用できるように、やはり自転車置き場にしてですね、さらにですね、この写真、皆さんもごらんいただきたいと思えますけれども、これ車が庇の下にあったところまで乗り上げていますよね。こういう駐車を許していいのですか。市の監督責任というのは、こういうところまでくるわけですよ。だからチェックをしてくださいということを何回も言っているわけです。そういうことをですね、「しっかりとこういう違法駐車に近いものも指導せよ」との声を聞きますが、いかがですか。

そこで、以上のことを前提にですね、飛騨市古川味処施設をこれだけの問題が多く出てきているわけですから、「もう再公募しなさい」という声が届けられています。先ほど言いましたように、意見書も届いています。都竹市長は、味処古川協会の運営についてですね、法的に倫理的に安全性や景観上、何の問題もないとたびたび発言されています。しかし、この1年間、庇の違反建築をはじめ、法的・倫理・安全性や景観上の問題点が次々と発覚しています。もし、昨年9月に私が指摘した東側の庇をですね、即撤去していれば、市民に対して違反建築だったということは、明白にわかったわけですね。となれば、10月公募受付は、当然却下されたでしょう、その段階で。さらにですね、11月2日の選定

委員の少なくとも2人は民間人ですから、それもよその人が多いです。少なくとも5人はですね、違反建築をしているとは知らずに審査されています。市民からはこの際、飛騨古川まつり会館と一緒にですね、古川味処施設を再公募しなさいとの声があがっているが、いかがですか。

6点目、最後ですけれども、今回の公募から選定委員を今現在7名ですが、8名に増やすと。その体制でやったらどうでしょう。私は、今日まで56自治体に指定管理施設等に議員が関与していないかと聞いたところ、「全くありません」との回答が全てでした。関与しているのは、飛騨市のみだけで、逆に飛騨市に対して疑問の声が多く出されていました。また、ある飛騨市民からは、「市民は生活が苦しいのに、市は議員たちに税金の二重取り、三重取りの特権を与えていいのですか」の厳しい声です。白川村議会の議員のあり方、これは前にも披露しましたが、倫理規定を飛騨市に適合した場合、現在半数近くの議員が倫理上、問われるでしょう。このことで、それぞれ胸に手をあててもらえばわかります。今回の味処古川協会の数々の運営問題で、議員の兼職・兼業禁止の声が市民から一段と強まることは間違いないでしょう。したがって、今回の公募から議員各位の自省を促すためにも、議会から1名選定委員を出して、7名から8名体制にして審査したらいかがでしょうか。以上です。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

指定管理施設の公募と選定について、私からは①から④についてお答えをいたします。まず1点目の飛騨古川まつり会館の目標入館者数及び収支計画については、初年度目標として前年度比12.5パーセント増の2万5,000人と設定し、利用料金収入も1,500万円弱と見込んでおり、向こう5年間についても同様かと考えております。

これは、ほかには無い施設であるならともかく、飛騨古川まつり会館のようなさまざまな地域に見られる観光施設は、リニューアルをして減少を食い止めながら、微増を図ることが、施設維持のあり方であるというのがいわば常識となっているからでございます。

いずれにいたしましても、この飛騨古川まつり会館は、規模の小さな観光地である飛騨古川市街地において、重要な観光の拠点であることに間違いはありません。それだけに、これまでのように長年放置しておくのではなく、定期的なリニューアルや改修を行って魅力づけを行い、減少を食い止めることが必要であると考えております。

なお、今回のような対策を行っても減少が止まらないようであれば、将来的には、廃止も視野に入れなければならない時期も来るのではないかと考えております。

次に2点目の入館者数アップのため、営業強化についてでございます。現在、市観光課及び市観光協会において、さまざまな旅行エージェントへの営業活動や商談会において、

多くの方々との関係構築や商談を実施しておりますが、現在の飛騨古川まつり会館では旅行エージェントの中でも賞味期限切れの施設であることで、「時間を費やすに値する展示になっているとは言い難い」というのがおおむねの評価であり、残念ながら、セールスの際の武器にはなっておりません。

しかしながら、今ほども申し上げましたように、飛騨古川観光の拠点施設でありますので、このリニューアルを契機に新たな魅力を訴えつつ、積極的に営業活動を進めたいと考えております。

続いて3点目の飛騨古川まつり会館と地域交流センター船津座の売り上げについてでございます。今年8月分については数字が出ておりませんので、4月から7月分でお答えをいたします。平成29年度は「君の名は。」効果による異常値がありますので、平成28年度の4月から7月分までと今年度の同時期分までを比較しますと、利用者は平成28年度の8,967人から今年度は、1万570人と約18パーセントの大幅増となっております。

売り上げは、入場料の値下げを行う一方で、土産等の売り上げが増加しましたが、平成28年度の880万円余から今年度は825万円余と、約55万円、6パーセントの微減となっております。

なお、飛騨古川まつり会館におけるトイレと空調の修繕につきましては、バリアフリー化等のために行ったものであり、もとより集客増を図るためのものだと考えておりません。

船津座については平成30年4月から7月分までと今年度の4月から7月分までとを比較し、約14パーセントの減となっております。

なお、船津座は、公民館的な集会施設であり、地域住民の利用を主な目的としているものであって、カミオカラボのオープンに引っ張られ、売り上げを伸ばすような観光施設ではないことから、元来経済効果を図るような考えは持っておりません。

4点目の味処古川についてお答えをいたします。この件につきましては、6月議会でも説明をさせていただきましたが、平成30年9月に野村議員からの一般質問を受け、この事実確認を進めていく中で、協議書が提出されていないこと及び増築部分について建築確認申請が必要なものであることが判明いたしました。このため指定管理者に対して、当該増築部分は建築確認がとれていない違反建築であり、現状を見ると県からは是正又は撤去が命じられる可能性がある旨を説明を行いました。

その後、現地確認のもと、再度指導を行ったうえで、指定管理者側で建築確認を取るのか撤去するのか検討をお願いしたところ、11月に撤去の申し入れがあり、12月あたりに撤去をされました。

なお、この件につきましては、弁護士相談を行っており、「指導により撤去されたということで問題は解決している」との回答をいただいております。市としてもそのような考えです。

また、この底に関しては、建設業法第三条第一項及び同法施工令第一条の二に規定する軽微な建設工事に該当することから、建築業が必要となる工事ではないと判断しておりますし、施設の外観についても損害賠償するほどの重大な問題とは考えておりません。

いずれにいたしましても、味処古川については施設の有効活用策を中心に、今後も検討していきたいと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（中嶋国則）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

私の方からは、5番と6番についてお答えをさせていただきます。まず5番のですね、味処古川を再公募すべきとの声についてということで、こちらについてお答えをいたします。

まず、指定管理者選定委員会については、平成30年11月2日に開催をしております。このあたりのことにつきましてはですね、議員がお示しいただいた資料に書いてあるとおりということではございますが、当該施設には3団体からの申請がございまして、選定委員会には市外の指定管理施設の方、県職員の方、民間の観光関係業界の方など外部委員5名を依頼しておりまして、そこに市職員を2名加えた7名ということで審査を行いました。

審査の項目としましては、施設の平等利用、施設の効用発揮、管理能力を有すること、管理経費の縮減、地域産業活性化拠点機能の5項目について審査を行っていただき、最高点の54.11点であった味処古川協会が指定管理者候補として選定をされました。ほかの2団体については、46.07点と44.29点でありまして、評価には差がついたものと考えております。

この5項目の審査については、項目ごとにですね、提案された内容に対して加点方式で評価をするという、そういう形式となっております。現在の指定管理の状況につきましては評価の対象としてはおりません。

また事前に所管課において実施しております申請資格等の審査につきましてはですね、欠格事項の1つとして「指定管理者の指定を取り消されてから3年を経過しない」と、そういった規定がございすけれども、議員ご指摘の底の違反建築につきましてはですね、その指定期間中に指定を取り消す状況に至っておりませんことから、当該審査時点では該当をしておりません。

この選定委員会の選定結果を昨年12月議会で指定管理者選定の議案を提案させていただきまして、議決をいただいたというところでございます。

このようにですね、当該施設の指定管理者の指定につきましては、議会での議決を得て成立しているものでありまして、市としてもその手続きにおいて瑕疵があるものとは考

えておりませんので、指定の取り消し及び再公募をする必要があるとは考えておりません。

続きまして、今回の公募から選定委員を7名から8名体制にすることについてお答えをいたします。

指定管理者選定委員会の委員の人数につきましては、とくに定められてはおりません。また、委員の選定については、委員長が指名することというふうになっておりまして、市民や外部の有識者を加えることが可能というふうになっておりまして、議員にですね、委員として参加いただくことも制度としては可能でありまして、ひとつの考え方であるというふうに思います。

しかしながら、指定管理者の指定については、議案として議会で審議をいただくという事項でありまして、その選定段階で議員の方が関わっていただくということになりますと、その議員の方がですね、どういった立場で参加されるのかという点が議論になろうかと思えます。議会を代表して参加されるのであれば、その選定委員会の結論をもって議決すべきということも考えられます。そうでないとすれば個人的な立場で選定委員会に参加されるということになります。その場合はですね、議員としての参加ではなく専門的知見を有する一個人としての参加というふうになると考えられます。

この件に限らずですね、議決事項である事案の意思形成過程に議員が関わっていただくにあたりましては、参加される議員の立場というものをですね、どのように位置づけるかによって整理する必要があると考えておりますが、議会の総意として、選定委員会への議会の代表として議員が参加するべきであると、そういった結論であればですね、改めて検討させていただきたいと考えます。

なお、選定委員会の人数につきましてはとくに規定はしておりませんが、職員との比率はですね、外部の方が多数となるように、また可能な限り、外部の方が5名以上となるよう委員の依頼と確保に努めております。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○11番（野村勝憲）

それでは、飛騨古川まつり会館について再質問します。皆さん、3月議会を覚えていらっしゃるんですよね。3月議会で私がですね、「目標数字を幾らですか」とお話したとき、リニューアル後が泉原部長だったと思いますけれども、3万人と答えています。議事録もよく見てください。なぜ、この6カ月で5,000人も減っているのですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

市全体の観光客の入込客数の減でありますとかそういった情勢も考えまして、また過去3年間の現実的な入館者数を踏まえまして、プラス12.5パーセントの2万5,000人と設定させていただいたところでございます。

○11番（野村勝憲）

そうしますとですね、平成29年度はですね、映像が3Dだったわけですね。そのときは、2万5,616人、それでさらに映像に4,500万円もかけて4Kに変えたわけですね。それからですね、入館料を800円から500円にしたにもかかわらずですね、2年続けて入館者が減っている最大の理由は何ですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

27年間のやはりそうしたリニューアルをしてこなかったというようなことを含めた賞味期限切れかなということを考えております。

○11番（野村勝憲）

こういう問題は、要するにガバナンスの問題、マネージメントの問題もあるわけですから、市長が答えるべきだと思いますよ。当然ですね、自分は、3月議会で聞いているわけですから。それではですね、市長にお伺いします。3Dでの平成29年度は入館料だけで、単純計算してですよ、約2,000万円以上あったわけですが、収支バランスからしても私は最低年間2,000万円以上が必要だと思いますが、来年度からも。したがって、600円の入館料で計算したとき、入館者は3万4,000人になります。したがって、令和2年度の要するに入館者数は低く見積もってもですね、3万5,000人が必要だと思いますが、その点は市長、いかがですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もともと指定管理料を入れないと成り立っていないので、入館料だけで収支が合うという施設ではないわけですね。その中で現実的な線と、それから世の中の動向ですね、高い施設になかなか入らないという現実もございます。その判断の中で、固く12.5パーセントで見積もったときに600円くらいが適当ではないかというかたちにしているわけでありまして。それから先ほどリニューアルと言いますか、リニューアルではないのですが、便所を直したという話と25年間かまっていなかった古びた映像を直したとその2点ですが、やはり先ほど部長から答弁したとおり、それでもってエージェントの方から見て、とても集客ができるような施設ではないというのが評価でありますから、その現実をしっかりと見て対応するというのでこうした計画を立てているということがございます。

○11番（野村勝憲）

民間会社はですね、費用対効果を必ず求められるんですよ。市長は、民間会社でいうと社長の立場ですからね、言っておきますけれど。私は、たびたび地域経営をどうあるべきか、これからの首長というのは、ということをおっしゃっています。それともうひとつ懸念さ

れるのは、市長は、映像にですね、たびたび出ています。4Kにね。したがって、これから入館者数をトップセールスで上げるといことをお願いして、味処古川についての問題についてですね、コンプライアンスとガバナンスの面から再質問いたします。

まずですね、皆さんご存じのとおり、指定管理者の指定手続き等に関する条例の第8条にですね、「故意又はその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない」と定めているわけですよ。問題に底は、勝手に森議員が違反建築と知りながら増築し、5年も営業を続けてきただけに再発防止のためにも、市からの賠償請求は当然です。そして、ペナルティを要求すべきと考えますが、市長、いかがですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど部長から答弁申し上げたとおりでございますので、そこまで重大な状態になっているというふうには考えておりません。

○11番（野村勝憲）

それでは、何のための条例なのでしょう。では、もう1点。平成30年9月、商工観光部が出している古川味処施設への指定管理者業務仕様書にですね、このようにうたっているんですよ。「施設及び設備、備品などを破損する恐れがないこと」をしっかりとうたっているわけですね。しかし、利用者に注意しなければならない管理者が施設を建築基準法違反により損傷させながら平気でおられる管理者の神経を疑います。このような管理者にこれから4年半も市民の財産である味処施設を任せてよいのですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これも先ほど部長からの答弁があったとおりでございます。現時点において指定を取り消すような状態にはないということと判断いたしております。

○11番（野村勝憲）

それではですね、湯之下副市長と御手洗理事にお聞きします。昨年ですね、選定委員のメンバーで7人のうち2人、入られているわけですがけれども、選定をされたときにですね、底の問題は違反建築であるということをご存じだったのでしょうか。そのへんを知ったうえで、選定委員になられているのですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

選定委員会の際は、承知しておりませんでした。

○11番（野村勝憲）

実は、私、素人でもわかるんです。10平米以上はね、届け出を出さなくてはいけないんですわ。市長も毎日歩いてみえて、わかっているでしょ。あれ、20平米近くあるんですよ。そのへんも黙認されてやっているわけです。ではですね、自転車置き場の車について。これは防災面から質問します。もし、味処古川でですね、店内で火災が発生した場合、避難する非常口や通路はどこか教えてください。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

ただいまの質問にお答えします。火災が起きた場合の避難口というのは、出入口になるもの全てと窓等が避難口となるところです。

○11番（野村勝憲）

そうしますと味処古川の施設からみたら、どことどこなんでしょうか。具体的に教えてください。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□消防長（中畑和也）

表の玄関にある入り口及び裏になる入り口だと思います。

○11番（野村勝憲）

その裏になる入り口、あるいは出口がですね、そこが問題なんですよ。そこに車があるわけですね。では、7月に京都のアニメーションの作業所で火災がありましたね。多くの人は逃げ場が少なかったということを知っておりますけれども、万が一そういうことが起きるとのこと。なぜかと言うと、指定管理施設味処古川は、不特定多数の人が利用しているわけですよ。そのへんについてもきちっと防災、彼は防災の試験をとったと随分と議会で言っていますけれど、防災の観点からもですね、今の状態がいいのかどうか、市長いかがですか。

△市長（都竹淳也）

消防署でよくみてもらいたいと思います。

○11番（野村勝憲）

その都度、その都度自分たちに都合のいい。いいですか、市長。市民の立場に立って答えていかないと。利用するのは市民であり、一般の観光客の方々なんですよ。そういう人たちの立場をきっちりと見定めて、万が一のことを防御していかないと。自分たちで。そのへんはどうなんですか。

△市長（都竹淳也）

非常口等のことについては、この施設に限らず、消防に点検をしてもらうと、検査を受けるということですから、そのことを申し上げたということでもあります。

○11番（野村勝憲）

はっきり申し上げて、これ以上質問しても、もう時間もありませんけれども、堂々巡り、都合のいい答弁だけ。だから何回もやらざるを得ないんですよ。きちりとスピード感をもって対応しないと。

最後に私、一番欠けている、市に。ご存じのようにガバナンス、法令順守のコンプライアンスと統治能力のガバナンスですわ。これをしっかりと発揮してですね、市民に対して、利用者に対して、公平公正な市政運営に努めていただいでですね、そして、指定管理施設というのは、数多くあるわけですよ。そういうところをですね、きちりとマネージメントしていただいで、これからですね、しっかりと市政運営ができることをお願いして私の一般質問を終わります。

〔11番 野村勝憲 着席〕

◎議長（中嶋国則）

これで11番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（中嶋国則）

ここで暫時休憩とします。

（ 休憩 午後1時34分 再開 午後1時35分 ）

（1番 仲谷丈吾、5番 森要 入場）

◆再開

◎議長（中嶋国則）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に3番、澤議員。

〔3番 澤史朗 登壇〕

○3番（澤史朗）

それでは、通告書に従い、質問をさせていただきます。下水道事業経営戦略について伺います。

市民の日常生活を支えるインフラ、この整備と維持が、あんきに安心安全に暮らすための最も重要なものであり、自治体の役目の最も大きなものです。通常は、社会生活基盤と社会経済産業基盤とを形成するものの総称としてこの語が使用されますが、学校や病院などの公益施設も含まれ、都市計画では道路、橋梁、バス路線、河川、公園、上水道、下水道、ごみ処理施設、し尿処理施設等を社会基盤施設としています。主にこれらは公共事業で整備され、社会資本として経済、生活環境の基幹設備を指します。飛騨市でもこれら

の施設は完備され市民の生活を力強く下支えしておりますが、人口減の中、これらの施設を今後どのように維持していくのが最重要課題だと考えます。

その中で下水道についてお尋ねしたいと思います。市内には公共下水道、特定環境保全下水道、農村下水道、個別排水処理施設があり、平成29年3月策定の「飛騨市下水道事業経営戦略」の中で令和8年までのそれぞれの施設の事業概要、経営の基本方針、投資・財政計画、経営戦略の事後検証、更新等に関する事項が細かく示されています。投資に関しては、現在船津処理区で残っている部分の工事が行われており、予定通り進んでいるものと考えます。しかし、年間約400人～500人の人口が減っており、それに伴い使用料収入が減ってきております。これを補填するために毎年一般会計からの繰入金が必要で、事業費全体の半分以上を占めております。公債費に充てられる部分がほとんどであります。交付税措置が適用されない基準外の繰入金が多くなっています。企業債の元利償還ピークは令和3年度でそれ以降は一般会計からの繰出金は減少するようですが、本来、使用料収入で賄うこととされている経費への繰出金である基準外繰出金は増加するとされています。

そこで、処理能力を分母、処理水量を分子とした施設利用率はどの事業においても50パーセントにも満たない数値となっており、施設自体が過大となっていると判断されており、処理施設の統廃合や処理区域の変更、個人設置型浄化槽への転換など、施設の更新需要も見据えた事業の効率化・最適化が課題だと経営戦略の中に書かれております。

また、平成31年1月25日付で総務大臣から「公営企業会計の適用の更なる推進について」という通知が出ております。これは、平成27年度の通知により下水道事業及び簡易水道事業について、公営企業への移行が進められており、人口3万人以上の都市については、この取り組みに大幅な進捗が見られましたが、人口3万人未満の市町村においては、取り組みの進捗に差異が見られたため、今回の通知が出されており、令和元年から令和5年までの5年間でできる限り下水道事業を公会計に移行することが必要であると言われております。水道事業はすでに企業会計になっていますが、一般行政事務経費は税金によって賄われるのに対し、上下水道事業は料金収入によって維持されるのが本来であり、資産規模も大きく、貸借対照表や損益計算書があると市民にもわかりやすくなると考えられ、国も元利償還金に係る地方交付税措置を講ずることとするなど移行支援をすると通知されております。公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり、安定的に提供していくために公営企業会計への適用が求められています。

以上のことを踏まえ、次のことを質問させていただきます。1、下水道事業全体の利用料金収入と維持経費の推移を過去3年間、平成28年から平成30年までの実績と今後5年後、10年後の予想をお伺いします。2、処理施設の統廃合の具体的計画はあるのか。施設を統合することにより新たな管路の接続等の一時的な費用はかかるが、統合した場合の5年後、10年後の経費の試算は。3、処理場施設の耐震化は行われているが、長寿命化や地震災害時に備えての管渠内点検やマンホール回りの点検を、統廃合による施設

管理費削減分の一部を充て、より安心なものにしてはいかがでしょうか。4、総務省の調査によると、下水道事業の公営企業会計への移行は、平成30年4月1日現在、飛騨市では検討未着手となっていますが、その後検討されているか。また、この移行することによってのメリットとデメリットを合わせてお伺いいたします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、下水道事業経営戦略について。まず、下水道事業全体の利用料金収入と維持経費の推移について、お答えいたします。過去3年間の料金収入と営業費用の推移についてですが、平成28年度は料金収入が3億6,400万円、営業費用が5億4,400万円、平成29年度におきましては料金収入が3億7,100万円、営業費用は5億7,400万円、平成30年度は料金収入が3億7,100万円、営業費用は5億8,500万円となっております。2年間では収入は2.0パーセントの増、営業費用は7.6パーセントの増となり、収入が増となったもののそれを上回る費用が増加しているため、経営状況としては悪化している結果となっております。

令和5年の予想については、議員ご発言のとおり、下水道経営戦略で試算しており、近年の実績を踏まえても、試算とは変わらないと考えております。令和5年度の料金収入は3億3,900万円、営業費用は5億1,600万円となり、平成30年度の実績と比較すると、料金収入は8.8パーセントの減、営業費用は11.8パーセントの減と試算しており、経営状況は緩やかに悪化すると想定しております。

なお、10年後の令和10年度の予測についてであります。現在の経営戦略では、令和8年度までの投資財政計画があるものの、この後に答弁させていただきますが、下水道会計の企業会計への移行を予定しており、移行後に改めて、経営戦略を策定して、その中で試算することとしております。

次に処理施設の統廃合の具体的計画はあるかについてお答えいたします。

下水道施設の統廃合につきましては、具体的な地域の言及は避けさせていただきますが、複数の地域の統合について試算等を行っております。統合に向けて、処理場の関係する地元や、処理場の運営に関わる関係者等の理解を得ることが重要と考えており、慎重に進めていくこととなり、合意するには数年かかると予想しております。

整備事業につきましては設計業務の後、施設統合工事へと進めていきますが、基本設計から整備完了まで5年以上かかる長期的な事業となります。

統合にかかる整備費用につきましては、1つの処理場を統合するのに5,000万円から1億円くらい必要であると試算しております。

統合した場合の削減効果につきましては、廃止される処理場についての維持管理費や修繕費が減少し、統合された処理場の維持管理費は増加しますが、統合による削減効果は

大きいと考えております。ある処理場でのシュミレーションでは、統合による削減費用は、年間、1,500万円程度となり、仮に統合事業に8,000万円かかったとして、削減額が1,500万円だとすると統合から6年後に実質の削減効果が現れることとなります。

続きまして、長寿命化や地震災害等に備えて管渠内やマンホール周りの点検の充実を求むということに対してお答えいたします。昨年策定いたしました飛騨市下水道総合地震対策計画により、重要管渠等の耐震化が計画されております。今後は詳細設計、管渠の耐震化工事を実施し、地震に強い管渠へと整備を進めます。また、管渠の点検についても、管内カメラを用いた点検などを実施して、引き続き安心して下水道を使っただけできるよう努力してまいります。

議員ご質問のとおり、処理場の統廃合が実現できれば、削減分の財源を充てて、より充実した整備ができるものと考えております。

最後に下水道事業の公営企業会計への移行は検討しているかというご質問であります。議員ご質問のとおり、国より平成31年1月に、人口3万人未満の下水道事業においても企業会計に移行するよう「新ロードマップ」というものが示されております。

このロードマップによると、令和元年度から令和5年度までを集中取組期間とされ、この期間内に公営企業会計に移行することが必要とされております。総務省のモデルによりますと法適用化作業には平均2年7カ月を要すること、また、これまで職員の情報収集等、本市の場合においては3カ年を要すると考えております。令和2年度中に基本方針を決定し、令和3年度初旬に着手、令和6年4月1日に企業会計の開始を目指す意向であります。

なお、今年度、岐阜県下で唯一、総務省の費用負担によるアドバイザー派遣事業を予定しており、10月中旬に訪庁していただくこととしております。このときに、庁舎内関係部署の職員に参加を呼びかけ、共通の認識をもって進めたいと考えております。

企業会計へ移行するメリットについてということですが、まず1点目としまして、お金の流れ、資産・負債がどの程度あるのかが把握でき、財政状況を正確に把握することができると考えております。具体的には、「将来の収支の見通しがつけやすくなる」、「合理的な施設の建設、更新計画がたてやすくなる」、「維持管理の効率化ができる」、「適正な使用料金を算定しやすくなる」などが考えられます。

2点目としまして、発生主義と複式簿記による経営状況の検証や月次決算が可能となります。具体的には、現金のやり取りがなくても、売上や経費の費用を正確に把握することができ、月ごとに、試算表による月次決算ができるようになるということです。

また、デメリットといたしましては、法適用のための作業に多大な労力と費用がかかるということでもあります。具体的には多数の下水処理場や膨大な管渠設備等の固定資産台帳整理や、公営企業に対応した会計システムの導入、条例や規則などの法整備等に多大な労力と多額の費用がかかると予想しております。これに関しましては国の地方財政措置も

あり、これらを有効に活用したいと考えております。

また、職員に関しましては、日常経理に複式簿記等の専門知識が必要となることで、習得に時間がかかることが予想されるので研修等を行い対応したいと考えております。

[環境水道部長 大坪達也 着席]

○3番(澤史朗)

1点目の点で、ここ直近の3年間は、利用料金収入が安定していると。5年後においても、若干減るけれども全体の経費も支出も減っていくので、大体安定はしているということですが、実際のところ、持ち出しの方が多い、支出の方が多いという現状があります。その分、先ほど言いました繰出金で賄っているわけですが、この状態がいつまでも続くとは思いませんけれども、その利用料金の値上げについては、現在どのようにお考えでしょうか。

◎議長(中嶋国則)

答弁を求めます。

□環境水道部長(大坪達也)

結論から言いますと、現在は計画しておりません。ただ、先ほど言いましたように、企業会計に移行した後に経営戦略を立てる。その際にしっかりと検討していきたいと考えております。

○3番(澤史朗)

企業会計移行後、令和6年開始ということですが、その後に検討するということ、値上げの可能性もあるというふうに考えていてよろしいのでしょうか。

◎議長(中嶋国則)

答弁を求めます。

□環境水道部長(大坪達也)

現在試算しておりませんので、何とも言えませんが、その試算した状況によっては、そういうご説明する必要が出るかもしれません。

○3番(澤史朗)

実際に施設を統合することによって、その統合するための費用というのは一時的にかかりますけれども、1つの例をあげていただきましたけれども、試算によると大体6年くらいでそれがペイできて、そこからはその分が浮いてくるということなんですけれども、本当に人口が減って、前の事業経営戦略というのを見ると、その使用料、使用率というのが公共下水道でも50パーセントから40パーセント程度、いわゆる半分以上が開いている。やはり実際使っているのが、どうでしょう、3割から3割5分くらい。ということは、3分の2は、処理能力が余っている状態です。当然この整備をするということは、必要なわけですが、全てを一緒にしてしまうのではないということは、わかりますけれども、先ほど少し災害の話がでましたけれど、災害時にも1つになってしまうと動かないところが、そこが大元が動かないと全体が動かなくなってしまうということもあって管

渠内の点検をより進めていただきたいのですけれども、今もおとといですね、台風の影響で千葉県で停電が続いておりますけれども、結局全て電気で動いておりますけれども、下水なんか一番最後になってくるのではないかというふうに考えますけれども、先ほど部長のほうから管渠内の点検、管内カメラによる点検ということをお聞きしましたけれども、今も実際にやられているかと思えますけれども、ちょっとこのへん具体的にどのような点検をされ、今後それに関して、例えば管渠だけではなくてマンホールとの接続部分ですとかそういったところの点検の予定などありましたら教えてください。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

まず現在やっております管渠の調査につきましては、軌道敷の下でありますとか、マンホールポンプで送水した先にいきますと、落下によって硫化水素が発生して、マンホール及び管渠が腐食しやすいというところがありますので、そういうところを重点的に調査しております。今後の調査につきましても、そういう危険性があるところを優先的に調査していく予定であります。

○3番（澤史朗）

4番目の質問にありました、いわゆる企業会計への移行についてでありますけれども、今年の10月中旬にそのアドバイザーを呼んでの研修、話をするということですが、これというのは、傍聴が可能なのでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

先方の確認をとっておりませんが、私の考える限りでは、とくに規制はないと考えています。

○3番（澤史朗）

日常、我々があって当たり前というか、何げなく使用している下水道、上水道もそうですけれども、これの安定的な経営、これを一番市民が望むところだというふうに考えています。今綿密な戦略によって着々と進められているようですので、ぜひこれをしっかりと進めていただき、より安心して暮らせるまちづくりを目指していただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で3番、澤議員の一般質問を終わります。

次に8番、前川議員。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回、大きく4点、質問をさせていただきます。1点目、老健たかはらの指定管理についてということでお伺いいたします。

◎議長（中嶋国則）

質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

○8番（前川文博）

なぜ公募で行うことになったのかということです。2月の全員協議会に老人保健施設たかはらの指定管理の話が出てまいりました。それから6月議会までの間、指定管理者は社会福祉法人神東会ありきで話が進んでいたと感じています。しかし、令和元年7月8日頃にホームページで老健たかはらの指定管理の公募がかかりました。公募で行うのであれば、これまでに社会福祉法人神東会の名前を出してきたことがおかしい話ではないでしょうか。以前に山田地内に建設予定の福祉施設について一般質問した際には、公募で行うとはっきりした答弁があり、そのように今進んでいます。今回の老健たかはらの件は、3月議会の答弁で、「神岡町の中で介護職員の給与水準を統一して高原郷全体で介護人材の確保を図ることができないか。仕組みがつくれぬか検討を始めた。行きついた結論がたかはらを指定管理として社会福祉法人に運営してもらう案。指定管理者は神岡町内の介護職員の身分、給与の統一を図る観点、及び神岡地域全体として介護体制を守っていく観点から町内で唯一の特別養護老人ホームの運営をしている社会福祉法人神東会を想定してこの案をつくることにした。たかはらに勤務する嘱託、臨時職員は希望を聞き社会福祉法人神東会の正職員としていくイメージでいる。民間に移行することにより、介護職員の処遇改善加算が適用になり収入面でもよくなる。身分も安定する。生活設計が立てやすくなることで若い人材確保につながるのではないかと。現在の職員の皆さんもより長期間安心して勤めることができることが期待できる」さらには、「昨年の秋頃から想定先である社会福祉法人神東会に事務レベルで打診協議を行っている。社会福祉法人神東会でも理事会、評議員会などで協議を行い、市と方向性を同じにしたい意向が示された。老健たかはら、社会福祉法人神東会双方の職員にもそれぞれ説明を始めている段階」、職員への説明についてどうかについては、「2月終わりから4回にわけて行っている」、今後のスケジュールはどうかでは「社会福祉法人神東会で評議会を開き評議され決定する。それから指定管理に移すにあたっての議決が必要となり、2回議会に諮ることになる。それを持って順次進める」、指定管理料のところでは、「社会福祉法人神東会に経営をしてもらう。財産部分は無い。形態については和光園を指定管理している社会福祉法人吉城福祉会と同じようなかたちになると思われる」との答弁があり会議録に残っています。

6月議会では、洞口議員と私でこの件について質問しましたが、市側の答弁では、「社会福祉法人神東会」の言葉は一言もありませんでした。こちらは、録画で確認をさせていただきました。この時点で公募の方向性があったのかもしれませんが、議員の一般質問で

社会福祉法人神東会が指定管理を受けると発言したことに対して、公募を行う予定があるなど、否定する発言や認識が違うとの発言も一切ありませんでした。

5月下旬には入居者家族向けの説明会、6月4日には市民向けの説明会があり、その場では「社会福祉法人神東会に指定管理者となってもらい」との説明があったのも事実です。6月4日は、私も参加していましたので聞いております。なぜ突然公募することになったのか不思議であります。公募で行うのであれば、入居者家族向けや市民向けの説明会を再度行う必要もあったのではないのでしょうか。この公募の件については、これまでの流れから矛盾しているのではないかと感じています。たかはらに勤務している職員も心配になったことでしょう。これまでの答弁を踏まえ、どのような経緯で公募となったのか具体的ないきさつを入れ、わかりやすい説明を求めます。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

老健たかはらの公募の件につきましてのお尋ねでございます。具体的に流れを、これまでの経過を申し上げたいと思います。

老健たかはらの指定管理でございますけれども、神岡町の地域特性を踏まえた場合に、地域の介護職員の給与水準を一本化すると、そして高原郷全体で介護人材の確保を図って人材の流出を防ぐということが目的であるわけでございます。こうした説明をしてきたわけでありまして。そのためには、今もお話しになりましたけれども、神岡町内唯一の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人神東会に指定管理を担っていただくことが前提ということになりますから、指定管理にあたっては社会福祉法人神東会を想定しているとこのように説明してきたことは事実でございます。また、指定管理者の選定についても、こうした特殊な事情でありますので、非公募を想定していたこと、これも事実でございます。

ただ、社会福祉法人神東会が受けていただけるかどうか、あるいは、公募というのは手続きがございますし、書類等ありますから、実際に手を挙げてくださるかどうかという不確定要素は常にあるわけでありまして、あくまでも「想定」ということでお話ししてきたというふうな認識でおるわけでありまして。

そうしたところ、最近出た本で、「指定管理者制度の実務」という解説書が「ぎょうせい」という出版社から発刊されている。その中で、非公募による選定について、正当な理由がない限り権利侵害にあたる論じられているという旨の報告を受けたところでございます。

加えて同時期に、市議会一般質問での説明が報道等されたことを受けまして、神岡町内の市民の方から「公募にしないのか」というようなご指摘が寄せられているという報告も受けました。

法的にみますと、国の通知等では指定管理者の指定申請にあたって、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいが、公の施設の管理を最も効率的かつ効果的に行うことができる場合には非公募の方法で指定管理者を指定することも法令上妨げられないとされておりますから、その点において問題はないわけであります。

しかし、今年5月に総務省が調査結果を公表いたしまして、この調査というのが、公の施設の指定管理者制度の導入状況等調査結果とこういうものの結果であります。全国の市町村で指定管理者制度適用初年度から、つまり最初から非公募にしているという自治体はわずかに4.3パーセント、あるいは、県、政令指定都市までを含めた自治体全部でいきますと、わずか3.9パーセントという結果が出ておまして、世の中一般には、最初の指定で非公募とするところはほとんどない。公募とするのが一般的、通常であるという結果もほぼこの同時期に発表されたわけであります。

こうしたことを踏まえますと、最初から非公募とするのは全国的には極めて少数で、しかも、違法性を指摘するという論説が出ている。かつ市民の方からも公募であるべきという声もあるということ踏まえますと、今後の運営をです、疑義や混乱が生ずることを避けて、安定的にスタートさせるというのが、最大の眼目でありますから、そうした要素は全て取り除いておく必要がある、このように考えまして、公募する必要があると考えるに至ったところでございます。

一方で、高原郷地域の特殊性を踏まえますと、介護人材の安定的な確保を担保するというのが一番重要な点でございますから、その点を考慮して、公募の対象者、これをです、市内の介護保険施設サービスの事業実績のある社会福祉法人ということに限定することによりまして、そこの担保をするという考えに至ったわけであります。以上が具体的な判断のありのままの経過でございます。

結果としまして、社会福祉法人神東会のみが応募されまして、今回議案を提案させていただいているところでございます。いろいろご意見はあろうと思っておりますけれども、地域全体の介護職員の身分的な統合という、これは大事業でありまして、これを将来の禍根なく、いろんな指摘を受けることなく、安定的に成し遂げ、スタートするための苦渋の判断でありますので、ご理解をいただければと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○8番（前川文博）

説明いただきました。その本が出たとか、今いろんな指定管理の流れの中でという話があったのですが、ちなみにその本、いつ頃ごらんになられて、見たのかということと、その最初から非公募ではおかしいという状況を知られたのはいつ頃でしょうか。

△市長（都竹淳也）

この本です、私自身も買って読まずにいたのですが、2月に発刊された本でありまして、私が入手したのが3月です。ただ、議論として職員からこういうことが書かれていると話があったのは、たしか5月か6月くらいだったのではないかなというふうに思っ

いまして、結構ですね、割と迫った時期での判断であったというふうに記憶しています。正確な日にちまでは、ちょっと今覚えておりません。

○8番（前川文博）

5月か6月くらいということですので、非公募ありきで大体いつだったという私も認識があるのですけれども、変わってきたのであれば、6月議会、結構始まるのが遅かったはずですので、一般質問の最中にもそういう流れになっていたというふうに思います。そういったときに、確かに6月議会では、社会福祉法人神東会という答弁は一言も出ていないのですが、そういったときに例えば公募をかける方向があるとか、そういったことを答弁の中で入れるということは、考えにはなかったのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

ちょっと時間軸を整理しないとですね、いつのタイミングでどうであったか、そのときにどういう議論をしていたかまでちょっと検証できていませんので、ここでそれについてお答えはできないわけでありまして、ただ、別に隠しておくことではありませんし、方針転換が明確に決めてあって、その前提となつたとなれば、そういう答弁をしたと思います。ですから、その時点では、まだ明確にですね、そこまでの話ができる段階に至っていなかったのではないかとというふうに思います。それと、これは関連して申し上げるのですが、こうしたことがいろいろありましてですね、議会の全員協議会とか、一般質問の場合は、質問をいただいて答弁をするということですから、答弁を求められてここに参加しているわけですので、こちらからここで一方的に説明をするということがなかなかできない。議会の中で、そうした場が少ないわけですね。ですので、例えば全員協議会にしてもいろんなかたちにしても、その都度迅速にですね、ご説明をさせていただけるような場をつくるような議論をですね、今後させていただけるとありがたいということは、かねてから思っておりましたし、またそうしたことをですね、議会との間で話をさせていただきたいなと思うところでございます。

○8番（前川文博）

その発言のことは、わかりますが、当然非公募ということで、職員にも説明がしてあったという流れで、7月8日にこれ、どこということはないんですけども、「指定管理、公募かかっているよ」という話がいきなりきて、私もホームページを見たら出ていましたという状態でした。当然、市の臨時職員、たかはらの職員には、もう次の仕事先というようなことの説明もされていたわけなんですけど、公募にするというような話は、その職員の方々には一応説明はされてからかかったということでもよろしいでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

個々の職員に、それぞれに説明をする時間はありませんでしたが、代表者会議の場等で説明をしておりますので、そこを通じて個々の職員には、通じているものと考えております。

す。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。この問題は、老人保健施設たかはらをどうやって維持していくかということが一番重要な問題であって、どういうやり方で指定管理になったのかということは、たまたま今非公募ありきで進んでいたものが、公募に変わったという点で、今回質問をさせていただくのですけれども、この施設をこの高原地域で守っていくところが根本的なんですけれども、先ほども答弁の中で少しありましたが、全国的に初回の指定管理について、非公募で行うところは、4. 何パーセント、3. 何パーセントという話が今ありましたが、これまでの説明で老人保健施設たかはらの職員の臨時職員から社会福祉法人の正職員になれば身分の安定もする、雇用も安定する、それから外に出ていった若い人材が戻ってくる可能性がある、帰ってきたい職場があるということも含めて指定管理に出していくということが根底にあって、この介護職員を守っていく、この高原郷の介護施設を守っていくというのが、根底にあるのですが、今回は公募となりました。先ほど初回はないということでしたが、2回目以降ですね、これ、公募をかけて、例えば違う社会福祉法人が2年半後ですか、指定管理者になった場合、今の指定管理にいる異動した職員はそこで、事業縮小で解雇になる可能性もあります。そうすると、これまでの話で、職員の安定的な働く場というところでは、非常に不安定なことを感じるのですが、この次の指定管理については、どのようなつもりでおられるのか、お答えください。

△市長（都竹淳也）

まだ初回の指定管理をお認めいただかない段階で、次のことを論じるのもいかなものかと思しますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思します。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。そうですね、まだ決まっていませんので、どうなるかわからないということですので、その答弁で了解させていただきたいと思します。

それでは、2点目に入らせていただきます。飛騨市民病院の経営についてということ、質問いたします。外来対応の宿日直体制についてお伺いいたします。

平成29年12月に労働基準監督署から宿日直の体制について指導があり、宿日直手当から時間外勤務手当での支払いとなりました。年間で約3,000万円の費用増加となっています。今年度から医師の数も増え、研修医の受け入れも多くなり、診療体制は良くなってきています。それに伴い、収入も増加していると思われませんが、時間外勤務の費用が病院経営に影響を及ぼしているのはたしかではないでしょうか。労働基準監督署との協議が行われ、対策が進んでいると思われませんが、最初の指導から1年半以上が経過しています。現状どのようになっているのか、また今後の見通しについてお伺いいたします。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔病院管理室長 佐藤直樹 登壇〕

□病院管理室長（佐藤直樹）

外来対応の宿日直の体制について、答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、宿日直の全時間帯について、時間外勤務手当による対応を続けることは病院経営上限界であり、一刻も早い改善が求められていたところです。一方で、宿日直の許可基準が曖昧で、一監督官の判断に委ねられているともいえる実態があったことから、市長が副座長を務める「全国市長会・地域医療確保対策会議」の場で積極的に指摘すると同時に、高山労働基準監督署や厚生労働省医政局長に対し、明確な基準の提示を求めたところ、本年7月1日付で厚生労働省労働基準局長名により「医師、看護師等の宿日直許可基準について」という文書が都道府県労働局長宛てに発出され、判断基準の明確化が図られることとなりました。

これを受けて、去る8月29日に高山労働基準監督署から、宿日直の認可について上局に承認されたとの連絡があり、9月2日には、監督署長と監督課長が来院され、1年半という長期にわたり病院経営に迷惑をかける結果となったものの、ようやく許可を出せるようになったと病院長に説明がありました。また、翌3日には市長にも直接、監督署長から経過の報告がありました。

今後、正式な申請書を提出し、本年10月より宿日直が許可される見通しとなりましたのでここに報告させていただきます。

〔病院管理室長 佐藤直樹 着席〕

○8番（前川文博）

病院の宿日直体制の答弁をいただきました。9月2日に監督署で来て、許可をするということが出たということなんですが、これは、平成29年12月までの宿日直体制にまるっと戻っていくので、今増えていた3,000万円はほとんどもうまるっと浮いてきますよということよろしいですか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

これで、正式な申請書を出して、許可が得られれば、従前のおりに戻るということで、夜間は宿直手当を支給するかたちになります。ただ、深夜については、労働基準法の適用で、深夜帯、午後10時から午前5時という時間帯については、重ねて時間外勤務手当が支給されるというかたちになります。これも従前のおりです。

○8番（前川文博）

わかりました。従前に戻るということで、ちょっと懸念されていたところが払拭されてきましたので、ぜひですね、赤字にならないように、室長にかかっていますので、病院を守っていくということで、がんばっていただきたいと思います。

それでは、3点目に入ります。

会計年度任用職員制度と働き方改革についてということで、お伺いいたします。ちょっ

と名前がわかりにくいと思いますので、これは今飛騨市では、業務支援職員、専門業務支援職員ですね、市役所の窓口また図書館の司書とか保育士さんなどですが、ひと昔前と言う臨時職員の方々の制度が会計年度任用職員制度に変わるということと、あとは、市の職員の働き方改革についてということで、7点、1点目が任期の更新に上限はあるのか。2点目は、給料及び報酬の水準と昇給について。3点目は、期末手当の支給割合について。4点目は、フルタイム、パートタイムとも休暇制度は同じになるのか。5点目は、これまでの雇用保険はどのようになるのか。6点目は、退職手当はどのタイミングでの支払になるのか。7点目は、管理職に与えられた権限・決裁権と今後の管理職確保に懸念はないかという点でお伺いいたします。

それでは、1点目、会計年度任用職員の任期の更新に上限はあるのかということですが、原則1年の任期で2回の更新が可能となっています。さらに再度の任用が可能となっていますが、任用期間についての上限自体は設定してあるのでしょうか。また、更新のとき及び再任用のときは試験などを行っていくのでしょうか。

2点目です。給料及び報酬の水準と昇給です。看護職や介護職は専門職として給料が加算された方もみえます。また、毎年昇給した人もおみえです。今回の条例の中には、給与の上限が記されています。業務支援職員、資格を要しない業務の方は、行政職給料表(一)の1級12号級、月額15万7,000円。専門業務職員は、行政職給料表(一)1級40号級、月額20万3,500円。医療職給料表(一)1級8号級、月額26万9,000円。医療職給料表(二)2級8号級、月額19万7,800円。医療職給料表(三)2級18号級、月額22万500円。福祉職給料表1級18号級、月額18万1,500円と定められています。任期の2回の更新、さらに再任用となると、この上限に達してしまう可能性があります、何年程度で上限に達する見込みなのでしょうか。また、現状で上限を上回る職員の場合は、どのように対応していくのか、伺います。

3点目です。期末手当の支給割合について、伺います。一般事務職補助の場合、現状は、年間20日の割増賃金、賞与が出ています。図書館司書や保育士は、2.2月分の割増賃金が支給されています。それが会計年度任用職員になると、一律2.6月分となり、増額となります。看護職員と介護職員については、現状で3.0月分の割増賃金が支払われていますが、会計年度任用職員になった場合は、現状より下がることもあるのかどうかお伺いいたします。

4点目です。フルタイム、パートタイムとも休暇制度は同じなのかということですが、休暇につきましては、国の非常勤職員と同様となっています。フルタイム、パートタイムなど条件に関係なく同じ条件で休暇が付与されるのでしょうか。休暇の種別と有給か無給かもお示してください。

5点目です。これまでの雇用保険はどのようになるのかということですが、フルタイムの会計年度任用職員の場合は、社会保険は、地方公務員等共済組合保険の加入となります。退職手当と雇用保険は、公務員の退職手当組合の加入となり、今の雇用保険は適用されな

くなります。これまで掛けてきた雇用保険についてはどのような扱いになるのか、伺います。

6点目、退職手当はどのタイミングでの支払いなのかということです。1年の任期で、2回の更新が可能であり、その後再任用が可能となると、任期の期間もさまざまになります。退職手当は、1年ごとの任期満了時での支払いとなるのでしょうか。または、再任用後の最終退職時の一括支払いとなるのでしょうか。そのときの退職手当はどのような基準、月数になるのでしょうか。

7点目です。管理職に与えられた権限・決裁権と今後の管理職確保に懸念はないかという点です。管理職は、自分の裁量で業務をしていける立場だと考えますし、労働基準法上もそのような見解をされている例もあります。名ばかり管理職ではなく、しっかりとした権限が必要ではないでしょうか。飛騨市も課長職以上が管理職となり、管理職手当が支給されることによって管理監督者に分類され、労働時間、休憩、休日の制限を受けない立場になっています。労働基準法上の管理監督者に該当するかについては、役職名ではなく、職務内容、責任、権限、勤務態様などの実態によって判断されますが、飛騨市の場合はきちんと管理職としての権限は与えられているのでしょうか。課長職の管理職手当は月額3万1,700円です。課長補佐で月30時間の上限まで残業をすると、時間単価で約2,000円以上、6万円以上の時間外勤務手当となります。これも、働き方改革によって時間外労働時間の上限が月30時間と決まったためこの程度の金額で今は収まっています。課長職になるには、課長補佐になり、経験年数2年目で管理職試験の受験資格が発生し、管理職試験を受けて合格することが必要です。管理職試験を受けなければ、課長補佐までしか昇進できないシステムとなっています。課長になるとこれまでより年間所得が下がる、業務の責任や労働時間だけが増えるなど、職員がこの先管理職を目指そうとする意識が低下している雰囲気があるように感じています。現在の課長職は、働き方改革の中で係長や課長補佐の実務をしなければいけない状況になっていないでしょうか。執行部は、こういった課長職の状況をしっかりと管理し把握しているのでしょうか。心も体も健康な状態で勤務しているのか。過労で正常な判断ができなくなっていないか。健康管理までしっかりと対応できているのでしょうか。今のままでは、5年、10年、15年と先を見た場合、課長職のなり手が不足するのではないかと心配しています。給料表も6級制から7級制となりました。現在の給料表の級と職務内容は一致しているのでしょうか。管理職手当も妥当な金額なののでしょうか。課長職の勤務実態を正確に管理しているのかどうか、伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、会計年度任用職員制度と働き方改革についてお答えします。

最初に、会計年度任用職員制度導入について、背景を説明します。今般の議会定例会において、会計年度任用職員制度の導入に係る条例案を上程しているところですが、この制度導入については、これまで各自治体において採用されていた臨時・非常勤職員が、地方自治体毎に異なる解釈がされ、適正な選考を行わない採用や条例で定めていない賃金のあり方などが問題となっていたことを受け、国によって地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、全国一律的に当該制度への移行が必要となるものです。このため、国からも「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」という制度準備にあたっての基準が示されており、本市としては、この基準に反しないことを基本として、今回の新制度導入に向けて準備しているところです。この点を踏まえてご質問にお答えします。

1点目、任期の更新についてですが、国が示している基準に基づき、市では2回の更新、つまり3年間の任用を上限とすることを想定しています。ただし、その後公募、選考の任用手続が必要にはなりますが、それを経て再び任用されることは可能であり、事実上の無期限となるものと考えています。

2点目、給料及び報酬の水準は、任期の定めのない職員、つまり正規職員ですが、その初任給の額を基準として算定することとされており、したがって、正規職員と同様、事務職あるいは医療職・保育士などの職の区分によって初任給が異なることとなります。

次に昇給については、こちらも正規職員と同等の昇給を行うことを予定しています。ただし、任用期間が3年という上限がありますので、昇給についても自ずと2回が上限となるものと考えています。国の基準の中で昇給の上限については明確に示されていませんが、更新回数の上限が2回という点からも、この回数を超えて昇給を行うことは考え難いことから、今申し上げたような昇給の仕組みを想定しているところです。

また、初任給を決定するうえで前歴換算の仕組みも設けるように準備していますが、昇給が2回であることから前歴として換算できる年数についても昇給2回分が上限となります。上限に達した場合はその給料又は報酬の額が任期の間適用されることとなります。

これは、総務省が示している会計年度任用職員導入に向けた事務処理マニュアルにおいて、「給料又は報酬の水準に一定の上限を設けることが適当である」とされていることによるものですが、この点については、今後改めて国から基準が示される可能性も考えられますので、国や他自治体の動向も注視しながら必要に応じて制度の見直しを行っていきます。

なお、会計年度任用職員制度への移行によって、給与の額が現状を下回ることは、生計の安定という視点からも適当ではないため、年間給与支給総額で現給を補償する方向で考えております。

3点目、期末手当の支給割合ですが、こちらも正規職員と同等の支給となりますので、年間2.6月分となります。このうえで、これまで3月分を支給されていた職員については、条例で定める支給月数を上回ることはできませんので、必然的に2.6月分となりま

す。

ただし、先ほどお答えしたように、年間給与総額で現状を下回ることはないよう対応する予定です。

4点目、休暇制度ですが、これまで制度上設けていた年次有給休暇、忌引、病気休暇に加え、結婚休暇等の特別休暇を新たに設けることとして準備しています。また、育児休業についても取得可能とするよう、今般の議会定例会で条例案を上程しているところです。

有給・無給の別については国の基準に基づくこととなります。主には、有給となる休暇は、結婚休暇、忌引。無給となる休暇は、産前産後休暇、育児休業、介護休業等があります。

なお、フルタイム・パートタイムの違いによって休暇制度が異なる部分はありません。ただし、パートタイムについては、1日あたりの勤務時間をもって休暇における1日として取り扱いますので、その点はフルタイムと異なることとなります。

5点目、雇用保険の取扱いについてですが、フルタイムの会計年度任用職員については、今後は正規職員と同じ「岐阜県市町村職員退職手当組合」への加入となり、退職手当組合への加入要件を満たした時点から雇用保険には加入しません。

このため、雇用保険制度の中心となる基本手当、世間一般で失業保険と呼ばれるものについては、引き続き会計年度任用職員として任用され、勤務する場合には支給されず、また、一定期間が経過すると受給する権利はなくなることとなります。

6点目、退職手当の支払いについては、フルタイムの会計年度任用職員のみ適用となるものですが、岐阜県市町村職員退職手当組合が定める制度上、退職時に支給、つまり任期が継続する間は支給されないこととされています。

7点目、管理職の権限・決裁権についてお答えします。市では適用する給料表ごとに管理職員を位置付けています。行政職給料表（一）の適用を受ける一般行政職で言えば、5級～7級の課長以上の職員を管理職員として定め、これら管理職員の権限・決裁権については、「飛騨市事務決裁規程」の中で明確に定めています。財務関係、出納業務、人事、庶務、各所属における個別の事務それぞれの区分ごとにその職責と業務の重要度に応じて、決定権者・決裁区分を定めています。この基準に基づき、該当する業務については、管理職員が自らの判断に基づいて決裁・決定することとなります。

次に、管理職員の勤務実態と健康管理の対応についてお答えします。今年度4月1日から、基本的に月45時間、年間360時間という時間外勤務の上限時間を設け、一般職員に管理職員を含めた体制で日々の業務に臨んでいるところです。

管理職員であっても、正規の勤務時間を超えて勤務する必要がある場合は、上席の職員に伺いを立てたうえで勤務するよう指導しており、職員の使用するパソコンについては稼働時間の確認を行い、勤務時間の把握・確認も行っているところです。一部管理職員の中で上限時間を超える時間外勤務実績のあった職員がいることも把握しておりますが、所属内職員の勤務状況を見ると、全ての職員が時間外勤務過多というような状況ではな

いことから、業務配分のくふうによっては解消し得る範囲内であると捉えています。

また、健康管理面では従前より行っていることですが、時間外勤務過多となった場合は、産業医の面談指導を受けさせる、心身の故障を未然防止するためにも毎年ストレスチェックを実施し、職員が健康を害することのないよう配慮しています。

次に今後の管理職確保への懸念・管理職手当は妥当かについてお答えします。

まず、管理職手当については、管理職員の職務及び特殊性に基づき支給される手当であり、毎月支給されることとなります。

一方で、一般職員への時間外勤務手当は、命令を受け正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給されるものですので、時間外勤務実績のない月には当然に支給されません。

繁忙期、選挙、会計検査等の他律的業務によっては、課長補佐が課長の給与月額を超える場合もあり得ますが、そうした部署の存在やそれ自体が常態的になっているというケースはほとんどなく画一的に「課長になると年間所得が下がる」という点については、肯定できません。

管理職手当の金額についても国家公務員の基準に基づき定められたものであり、現時点で適正であると判断していますが、他市の状況を確認しながら必要に応じて見直していきたいと考えております。

また、課長への登用については昇任試験を受験し、合格することが前提となりますが、当該試験の実施にあたっては受験者がいないということはありません。

以上から現時点で管理職が確保できないというような事態は想定しておりません。

最後に、給料表の級と職の一致についてお答えします。これまでも一般質問で答弁しておりますが、職位と職責を一致させるとともに、年齢構成の歪さを解消し、組織全体としてのモチベーションを高めるため7級制としました。7級を部長相当、6級を参事相当、5級を課長相当しましたが、全てを自動的に昇格させていくわけにはいきませんので、適性や評価を考慮したうえで昇格に反映させるようにしているところです。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（前川文博）

答弁いただきました。1点目から順番にお伺いしていきます。会計年度任用職員の任期の上限ということで、1年を2回更新して、3年が上限の一区切りだと。その3年単位で、その上限はないので、無期限にはいけますよという話でした。そのときには、3年後の再任用時には、公募をかけて試験を行っていくというような今、話でございましたが、そのへんは運営上、また検討をしていただければいいのですが、現状、今いる職員の方ですね、来年4月からこの会計年度任用職員になる方々については、その採用時、どのようなかたちで進めていくのか、今の段階でお考えはありますでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

現在、お勤めいただいております業務支援職員、専門業務職員につきましては、そのまま採用されるということで、選考等はありませんけれども、今年度から人事評価等も行ってまいりますので、それらを確認しながら採用することになると思います。

○8番（前川文博）

ということは、現状飛騨市で働いてみえる方については、今年の評価をしながら、このまま続けたいよということであれば、そのまま来年採用されるということで今、話を聞きました。そこでですね、資料で配っているのですが、これ、岐阜県の人事課ですか、のほうで、今年の8月に県職員の今の臨時職員向けに説明会を開いた資料をいただきまして、見ていますが、これの2枚目の左下、ページ番号6ですかね、これですと。採用申込についてというところで書いてあるんですけども、こちらのほうは、やり方が違うんですけども、その4つ、5つ、丸がありまして、一番下の丸、「任用開始後1か月間は条件付採用期間」、これ任用の都度対象となるということで、普通の会社でいくと試用期間という意味合いだと思うのですが、こういったことはどのように考えてみえますか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

導入する予定の会計年度任用職員制度につきましては、この条件付採用期間というのがございますので、現在の職員の方が任用された場合にも、当然この制度はついてまわるものと思っています。

○8番（前川文博）

ついてまわるということですが、これは「1年終わりました、2年目に1回目の延長をします」、そのときも試用期間ということでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

制度自体が会計年度任用職員ということで、1年が区切りということですので、その都度あるものと私は考えています。

○8番（前川文博）

今の答弁ですと、4月にスタートすると4月の1か月間は皆さん、条件付採用ということになるという今、話かなというふうに思いました。そこでですね、ちょっとそういう話に関連でいきますと、次、3番目の賞与の話に今、結びつけたいんですけども、今2.6カ月というふうでいくと。多い人の分も削って年収ベースで整えていくということだったんですけども、これ、県の資料のほうでいきますと、3ページ目の右上、11ページ目ですね、ここのところの右下のほうに、「年収」というところが書いてありまして、その下に「初年度のみ期末手当が期間が短いので0.3掛けになる」ということが書いてありますが、これについては、来年度の会計年度任用職員から最初の年は、と言うか、毎年1年で終わるということになると、最初の賞与については、この0.3掛けになる、1.

3の0. 3掛けという解釈でいいのか、本当に最初の1回目だけなのか、そのへんはどうでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

提出いただきました県の資料につきましては、2枚目の5番でございますけれども、「県は、すべての職員をパートタイムとする。フルタイムは任用しない」ということで、パートタイム用の説明になっていると思っております。市としましては、約300人、臨時職員の方、現在おみえですけれども、その内の200人くらいがフルタイムの職員で働いていただいておりますので、フルタイムとパートタイムということで、差が出てくるのかなということもありますし、国の基準のとおり、市のほうでは、支払う予定でいます。

○8番（前川文博）

何かわかったような、わからなかったような話でありますけれども、普通の職員も最初採用された年というのは、6月は満額ボーナス出ていないですよ。そこを比べてどういうお考えでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

雇用が6カ月済んだ後ということ等もありますので、6カ月を基準に手当をとというようなこともございますので、そういう基準で、新規に4月からということになりますと、減額になると考えています。

○8番（前川文博）

それからですね、6番目の退職手当、「フルタイムの任用職員に対して対象です」ということでした。継続していくので、任期満了ということでしたが、この任期満了というのは、3年目の任期満了という意味なのか、例えば更新した場合は、6年目の任期満了で退職ならその話なのか、そこらへんはどちらですか。

□総務部長（泉原利匡）

後段の本当に退職される時期に支払われるということでございます。

○8番（前川文博）

わかりました。それでは、1番最後の7番目、一般職員のほうのことで、管理職でお伺いいたします。5級から7級が給料表の管理職に該当するということでした。それとあと、その給料表の級と職位の一致がまだしていないということですので、5級の課長とたぶん4級の課長ということですね。いないですか。5級ばかりにはなっているということですね。では、それは了解いたしました。

あと、勤務時間なんですけれども、パソコンでの管理ということもあって、月45時間、本当の上限が45時間で年間360時間ということなんですけれども、これは、パソコンの電源を入れて切るまでの時間を全て管理しているということよろしいですか。

□総務部長（泉原利匡）

はい、そのとおりでございます。

○8番（前川文博）

それでは、土曜日なり休日なりの外へ行った場合ですね、とくに商工観光とか企画関係ですと外へ行くことが多いと思いますが、そういったときの時間外、どれだけ働いたかの管理はどのようにされているでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

本年4月から課長におきまして、時間外勤務手当は出ませんが、職員と同様に同じ用紙で届け出をするようにして、月々の時間管理も行っていますので、それで確認をしています。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。流れ的に1件、お伺いしたいのですが、今管理職ということでの話をしていたのですが、残業ですね、午後5時15分まで勤務をして、そのあとの残業手当というのは、届け出をしてということがありますが、朝8時30分以前、早く行かなきゃいけないとか、そういったときも多々あると思います、仕事によっては。そういった部分の早出についてもきちんと管理されているでしょうか。

□総務部長（泉原利匡）

しっかり管理職のほうに時間外の届け出が出されておれば、管理できていますが、自分の都合で早く来てやってみえるということにつきましては、ちょっと把握できない部分もあると思っています。

○8番（前川文博）

わかりました。いま課長が結構、課長補佐なり係長の仕事を実務的なこともやって、飛び回っているという方もかなりおみえです。この夏も暑かったということもあって、結構疲れていたりしていますので、先ほど言いましたようにちゃんと正常な管理職としての判断ができるのかということが一番重要になってきますので、そのへんをきちんとみていただいて、とくにここにみえる執行部の方々はその方の上司ですので、課長が倒れることのないようにしっかりとさらに管理職として管理をしていただきたいと思います。

それでは、最後、4点目の質問に入ります。

消雪装置の設置についてということでお伺いいたします。神岡町川西地域、船津中央地域の消雪設置計画についてお伺いをいたします。これも何回か質問をさせていただいていますので、よろしくお願ひいたします。飛騨市、とくに神岡も過疎化は進みまして、神岡中心市街地も空き家や、また壊した後の空き地が多くなってきています。高齢化もどんどん進みまして、これからの冬の季節を前にすると、雪対策が非常に心配になってまいります。川西地区、船津中央地域では消雪の設置が進んできましたが、古川市街地と比べるとまだまだ不十分だと感じています。街並み環境整備事業など令和2年度からスタートする、また新しい事業もあると聞いています。川西では水源調査を以前行い、水が出る可能性が十分であると判断されています。しかし、この水は中央地区へもっていくという話でしたが、川西地区でまだ消雪が全部整っていないのに隣へもっていくということがあ

りまして、ここの井戸は掘らずにまだ水があるという判断がされた状態で水が眠っています。

機械除雪ができない路線などを中心に消雪を入れていくということをこれまでも言われていますが、これから迎える高齢化社会、そのインフラ整備としてですね、事業計画していくことが必要だと思っています。今後は、除雪の重機のオペレーターも高齢化、また人手不足ということで、そのオペレーター確保などの問題も出てくることだと思います。住みやすい飛騨市のため、消雪装置の範囲拡大が必要だと考えていますが、除雪全般の計画も踏まえて、この先の見通しを伺います。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、4点目の神岡町川西地域、船津中央地域の消雪装置計画についてお答えします。神岡町船津地区における消雪装置の設置については、平成20年度から平成24年度に実施した都市再生整備計画事業、神岡1期と、平成27年度から実施しております神岡2期において、井戸を3カ所設置し7路線の整備を行いました。

また、井戸の水量については、平成27年度に実施した神岡地区消雪設備調査検討業務において、井戸3カ所の揚水試験を行っております。この時点では、整備区間の必要水量に対して揚水可能量に少し余裕があることが確認されています。

除雪オペレーターの確保については、建設業界から現時点では継続できるとの回答を得ていますが、将来的には課題であると考えておりますし、地域住民の高齢化による自助努力の限界なども考えられますので、水量が確保できることが前提ではありますが、消雪設備の延長を検討していきたいと考えています。

ただし、古川地区の例などからも整備後の経過によって、揚水量に大きな変動が見られる場合もあります。ですので、平成27年度の調査時と同等の水量が確保できるのか、再度調査が必要と考えております。調査の結果、水量に余裕があると確証が得られれば、計画を進めることが可能となります。しかし、計画にあたっては地区内、全ての路線を整備することは難しいと考えられますので、地域の意見なども伺いながら、自助・共助による除雪が困難な路線など総合的に検討しながら、どの路線を整備するのかを決める必要があります。

なお、消雪設備の整備については、多額の事業費を要しますので、有利な補助事業等の活用が不可欠です。

神岡地区の都市再生整備計画事業はおおむね予定していた整備ができたことから本年度をもって完了の見込みであり、現時点では次期計画の予定はありません。

よって、社会資本整備総合交付金事業など他の事業での実施を検討する必要がありますが、交付金事業では現在、神岡町地内での市道釜崎～朝浦線の完成を最優先で取り組ん

でいますし、宮川町での市道杉原～小豆沢線の整備など大型事業も控えていることから、優先順位を考えながら検討していきたいと考えております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○8番（前川文博）

今消雪についての答弁がありました。延長を検討するというような答弁がありました。検討していくのだなというふうに聞いていたのですが、あとあとになってくると他の事業があつてという話があつてですね、今優先順位を考えながらという話でいくんですけども、この水量の確保を前提として延長を検討していくということが、先ほどあつたのですが、あまりこの言葉、私は好きではございませんで、延長を前向きに検討していくのかどうか、そのへんをどうでしょうか、前向きに検討するのか、ただに検討していくということなのか、そのへんは、どうでしょうか。

◎議長（中嶋国則）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

前向きにやっているつもりでございます。ということで、現在掘りました井戸の水量等も次に広げれないかということで事前に準備に入っておりますので、次に入る計画を数年前から進行しているということなので、よろしく願いいたします。

○8番（前川文博）

「前向きに検討」という言葉を今、しっかりと聞きましたので、ぜひですね、早い段階で向かっていけるよう、いろいろ補助事業ですね、そういったものをまた探していただいて、本当に空き家も増えてまいりまして、その空き家対策もあるんですけども、壊していく。そうするとそこが空き地になるとやっぱりその雪を今度どうするのという話になってきますので、やっぱりその周りは高齢の方しかいないということになると大変な冬になりますので、ぜひ本当に前向きに検討をしていただいて、繰り返しになりますが、それだけ伝えさせていただきまして、これで一般質問のほうを終わらせていただきます。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（中嶋国則）

以上で8番、前川議員の一般質問を終わります。

◆散会

◎議長（中嶋国則）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。あすの会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会いたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後2時57分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

中嶋国則

飛騨市議会議員（8番）

前川文博

飛騨市議会議員（10番）

洞口和彦